

近世後期における農村工業の展開過程

—美濃縞地帯の場合—

丹 羽 弘

は し が き

種々の側面から、日本近代化の出発点ともなった明治維新の性格の再検討と、その後のわが国資本主義発達の究明とがなされている。その前提として、幕末期—幕藩体制解体期—の諸問題の解明が重要となってくる。

幕藩体制の解体から日本資本主義の成立過程の分析には、一方農業におけるブルジョアの進化と地主制の問題を、他方それと密接に関連して、マニユファクチュア＝工業におけるブルジョアの進化の問題を解明し、この両者の上に、全構造的に把握することが必要である。

ところで、昨今、「明治百年祭」を準備する体制側よりのイデオロギー攻勢の重要な柱として、いわゆる「近代化」論という歴史観が大きくたち現われるに至った。この歴史観は、過去から未来におよぶ歴史の基礎過程を、「近代化」の過程として把握するものであり、現状維持、そして現代を理想の姿とみる意識が存在し、それは反革命のイデオロギーである。そこには、現代の矛盾や対立を解明し、変革を追求しようとする姿勢を期待することはできない。人民の立場に立つものは、総力を結集して、あくまでかかる「近代化」論を克服しなければならない。

特殊日本的な封建制の解体の特質を明らかにするためにも、われわれはまず、幕藩体制の構造的特質を把握し、その内包する矛盾が、解体期に如何に顕現したかを、生産関係や階級配置の面から究明し、体制内での権力との対

抗一その変革の主体を明らかにすべきであり、その際、この時期の人民諸階層の存在形態の解明が重要であろう。

ここでは、近世中期以降、農村工業として発展を示し、木曾川をはさんで有機的に結合している尾濃綿業地帯のうち、比較的研究のおくれている美濃綺地帯をとりあげ、綿業を主とする農村工業の展開過程をみることにしたい。くわしく農村構造にたち入っての「幕末期農民諸階層の存在形態」については、紙面の制約もあり、別の機会に発表したいと考えている。

註 (1) 周知のように、この地帯の最近の研究では、塩沢君夫氏、川浦康次氏、中村哲氏等と、林英夫氏、市川孝正氏等との間に、ブルジョアの発展、局地的市場圏、マニユ及びその地主化、雇傭労働等の問題をめぐっての見解の対立がある。

I 明治初年機業の概況とその移植

A. 明治初年の概況

近世における美濃綿業の展開をみる前に、数量的にかなり明確に把握できる明治初年の状況を簡単にみておくこととする。第1表と第2・3表とでは数値に差があるが、これらにより、或程度美濃綿業の地位と、幕末期の状況とを類推することができるであろう。

「岐阜県工業景況一斑」にも述べているように、「織物ノ内製額ノ最大ナルモノハ結城縞・棧留縞ノ二種」であり、その生産は、笠松・竹鼻を包含する羽栗郡に圧倒的に集中し（結城89.5%/棧留76.3%）、中島・厚見両郡を加えれば、98%の地域的集中を示している。開港以来、洋糸輸入の影響は大きく、結城縞は「経緯トモ唐糸」、棧留縞は「経和糸緯唐糸」となり、国内産綿糸は著しく「唐糸ニ圧セラレ」るに至っている。美濃縞の販売については、結城縞は「従来八分通り大坂以西九州地方ニ輸シ」、棧留縞は「東京ニ送ルモノ八分」であった。松方緊縮財政のため、結城・棧留の「二種著シク其製額ヲ増シシハ 明治十一年ヨリ十四年マテニシテ 十五年以来ハ一般ノ不景気



X 岐阜縮緬の産地
 △ 美濃縮の産地
 □ 問屋商人のいた町

- 村名
- | | |
|---------|---------|
| 1. 上福光 | 30. 南舟原 |
| 2. 真福寺 | 31. 南宿 |
| 3. 近ノ島 | 32. 北及 |
| 4. 本莊 | 33. 南及 |
| 5. 鏡島 | 34. 南市 |
| 6. 江西 | 35. 小江 |
| 7. 清ノ | 36. 江頭 |
| 8. 六条 | 37. 森島 |
| 9. 宇佐 | 38. 間川 |
| 10. 市橋 | 39. 南之 |
| 11. 茜部 | 40. 坂丸 |
| 12. 鶉 | 41. 本郷 |
| 13. 日置 | 42. 浅平 |
| 14. 上川 | 43. 孤穴 |
| 15. 下川 | 44. 飯柄 |
| 16. 爪 | 45. 堀津 |
| 17. 次木 | 46. 蜂塚 |
| 18. 佐波 | 47. 駒吉 |
| 19. 高桑 | 48. 江良 |
| 20. 茶屋新 | 49. 舟橋 |
| 21. 下印食 | 50. 長間 |
| 22. 三宅 | 51. 一色 |
| 23. 米野 | 52. 沖屋 |
| 24. 円城寺 | 53. 城敷 |
| 25. 柳津 | 54. 八神 |
| 26. 田代 | 55. 墨侯 |
| 27. 北宿 | 56. 下宿 |
| 28. 北舟原 | 57. 大森 |

(引織のみと推定される村は省略した)

第1表 結城・棧留及び縮緬の生産概況

	明治 1~10年	11~14	15
結城縮	平均1カ年 約56万反	平均1カ年 約150万反	約80万反
棧留縮	" 5 "	" 10 "	" 15 "
岐阜縮緬	?	" 6万疋 (51万円)	" 4万疋 (34万円)

拠, 「岐阜県工業景況一斑」
 (各務原市稲羽町成清 森義一氏蔵)

第2表 結城縞・棧留縞の生産数量および価格（明治5～16年）

		明治5年	6	7	8	9	10
結城縞	数量	600,000反	550,000	351,079	267,027	402,000	472,000
	価格	434,000円		226,717			200,606
棧留縞	数量	20,000反	69,500	50,121	51,130	16,000	16,000
	価格	14,500円		38,013			10,545
計	数量	620,000反	619,500	401,200	318,157	418,000	488,000
		明治11年	12	13	14	15	16
綿織物	数量	732,000反	1,399,939	1,679,671	1,158,418	613,302	503,099
	価格	593,359円	1,020,205	1,218,933	1,196,831	368,845	295,077

1. 明治5～9年「岐阜県史稿」「工業摘要」による。羽栗、中島、厚見3郡の集計である。
2. 明治10年「岐阜県概表」明治11～16年「岐阜県統計書」による。結城・棧留以外の綿織物を含む。

第3表 郡別結城・棧留縞および縮緬製造（明治13年）

結 城 ・ 棧 留 縞							
郡 名	種 別	就 業 町 村 数	戸 数	職 工 数	産 額	%	金 額
羽 栗	結 城	28	315戸	6,343人	831,544 反	89.5	885,773 円
	棧 留	15	80	2,265	234,341	76.3	223,358
	計	43	395	8,608	1,065,885		1,109,131
中 島	結 城	20	88	520	72,679	7.8	82,493
	棧 留	2	11	53	7,730	2.5	7,479
	計	22	99	573	80,409		89,972
厚 見	結 城	7	30	172	11,722	1.3	11,823
	棧 留	14	127	640	63,414	20.6	54,924
	計	21	157	812	75,136		66,747
安 八	結 城	16	67	113	10,336	1.1	9,520
本 巢	結 城	3	24	25	2,240	0.2	1,673
	棧 留	2	3	7	1,372	0.5	915
	計	5	27	32	3,612		2,588
各 務	結 城	3	4	9	801	0.1	825
方 県	棧 留	2	2	3	385	0.1	490
総 計	結 城	77	528	7,182	929,322	100.0	992,107
	棧 留	35	223	2,968	307,242	100.0	287,167
	計	112	751	10,150	1,236,564		1,279,274
縮 緬							
厚 見	縮 緬	28	213戸	1,007人	26,661 匹	95.6	214,994 円
羽 栗	〃	4	9	10	444	1.6	5,896
方 県	〃	2	2	20	418	1.5	3,996
本 巢	〃	5	7	18	355	1.3	3,004
総 計	〃	39	231	1,055	27,878	100.0	227,890

拠「岐阜県統計書」

ニ因リテ漸ク衰兆ヲ現」わすこととなった。

尾西綿業の中心地である尾張中島郡の明治13年の「綿織物生産見積り」⁽¹⁾によれば、結城・棧留縞生産は14万反で、綿織物合計35万反の40%を占めている。これと比較して美濃羽栗郡の結城・棧留縞生産は同年106万反余を数えており(第3表)、ここに美濃綿業の当段階における地位と重要性とをみることができるであろう。

なお、縮緬は絹織物であるが、ここに閑説しておけば、岐阜縮緬の名が示す如く、95%余が岐阜を含む厚見郡に集中しており、岐阜を中心としてその周辺諸村から織り出されている(第1図)。前記「工業景況一斑」によれば、「約三百戸 内農隙ニ営業スル者約貳百戸 其内一年千疋以上ヲ織出ス者三拾戸 三千疋以上ヲ織出ス者老戸」であり、その「販売ハ西京へ八分(間屋5軒)、名古屋へ二分(間屋2軒)」という状況であった。岐阜縮緬においても、15年以來の不況の影響で、破産する者が多く、「昨年(明治15年)ニ比シ製額ニ於テ老万疋ヲ減スヘク 価格ニ於テ(明治14・15年は1疋8円50銭) 貳円五拾銭ヲ減スヘシ」とみている。

B. 機業の移植と岐阜縮緬

美濃平野部において、近世中期以後、商品生産の最も顕著な指標となるものは、織物業である。その主なものは、先にもみたように、岐阜およびその周辺村の岐阜縮緬と、郡部農村に広く農村工業の形をとって展開した棧留縞、菅大臣縞、結城縞等の各種綿織物＝美濃縞とである。

美濃における、養蚕・製糸の起源は古く、また綿織物も既に近世初頭以來、「地機織ト稱へ…農間副業トシテ製織シ来」⁽²⁾たのである。この地方は、木曾、長良、揖斐三川の流域で、いわゆる輪中地帯に属し、耕種農業の不安定と、貧窮農民の「年貢ノ足シ」⁽²⁾として出発し、「農村荒廢シテ全農作一途ニ頼ル能ハサルヨリ 副業タル本織物」も、やがて「全盛ヲ極メテ元禄ノ頃各地ニ販出」するまでに至っている。

しかし当地機業の本格的な発展は、18世紀半ば以後のことである。すなわ

ち、岐阜縮緬は享保期に、棧留縞は明和期に、それぞれ京都西陣より製織技術が伝えられ、菅大臣縞は天明期に京都仏光寺通り西ノ洞院の焼失により、また結城縞は文政期に下総結城地方より移植されたといわれている。⁽³⁾「地機織」の伝統的技術のあるところに、こうした高級な製織技術が移植されて、この地方の機業は本格的な発展を示すに至ったと思われる。

美濃縞の発展については、後にくわしくみることにし、ここでは岐阜縮緬について簡単にふれておきたい。⁽⁴⁾前述したように、享保期頃、京都西陣から製織技術を導入した岐阜縮緬は、従来の居坐機から高機に改め、紋織、絹、紗等の高級品が大量に生産されるに至った。綿製品とは異なって、絹製品は高級衣料のため、生産者の自給目的ではなく、専ら都市の武士、富裕町人層を対象とし、上方市場、特に京都に販売された。この間の事情は、明和6⁽⁵⁾(1769)年、厚見郡小熊村織元惣代吉三郎が、岐阜奉行所に宛てた「願書」の次の一節に明らかである。

美濃国御領分之内 岐阜並近村へ織出候縮緬之儀 四十年程以来追々流行仕り 専ら京都江差登世候に付 彼地へ中買之者共多く入込み所繁昌仕り 三ヶ津は勿論諸国迄も御領分之産名弘り 織屋共追々出精相続仕り候

ところで、絹製品が高級衣料であることは、それだけ一層、領主的商品流通機構からの支配、抑圧を受けざるを得なかった。即ちかかる地方機業製品の大量な京都流入に、西陣業者は圧迫され、京都町奉行は西陣保護政策として、延享元(1744)年以来、地方からの販売に直売禁止等の種々の制限を加えた。当時年産額は200機で1万疋(岐阜4千疋、周辺諸村6千疋)におよんだのに、明和2(1765)年より半減したといわれる。そして遂に明和6年、岐阜縮緬の京都進出は全面的に禁止されるに至った。

こうした西陣商業資本の圧迫により、窮境に立たされた岐阜織屋たちは、尾張藩権力をかりて京都市場確保に執拗な努力を重ねた結果、安永3(1774)年より再び京都に販売された。即ち織元惣代小熊村吉三郎は、京都送りの縮

緬を織元印を調べて集荷し、岐阜町会所へ送る。町会所では「尾州」の絵符をつけ、藩の「御蔵縮緬」の名の下に、尾張藩御買物奉行監督下の茶屋加右衛門に送り、さらに仲買を通して売却するのである。その後以上の流通過程のうちに、名古屋の特権商人水口屋伝兵衛（寛政～文政期頃）や、京都に出店をもつ呉服商岐阜屋惣衛門が加わるが、結局幕末まで尾張藩財政と結びつけての一元的統制支配の下におかれたのである。

岐阜縮緬の生産形態については、あまり明確ではないが、寛政11（1799）年織元は岐阜21，加納15，竹ヶ鼻11を数えている。このうち岐阜織元については不明であるが、竹ヶ鼻織元6軒は「内織斗り」の生産で、他の5軒および加納織元15軒は、それぞれ10軒，76軒の「賃銀＝而為織候小前」である賃織業者を厚見・羽栗両郡各村に組織している。「内織」の規模や生産額等が不明なので、明確にはいえないが、この段階での岐阜縮緬の生産形態は、若干の他人労働を雇傭して産業資本の端初的形態を志向する独立の「内織」生産者と、農村に多数の資本家的家内労働を組織して出機制度をとる織元とが併存していたものと思われる。⁽⁶⁾

註 (1) 尾張中島郡綿織物生産見積り（明治13年）

種 別	結城・ 棧留縞	白木綿	佐織縞	紋り地	帯 地	晒 布	紺 かすり	合 計
数 量 (単位千反)	140	70	42	35	28	21	14	350

抱，林英夫「尾西と西濃の織物業」（『日本産業史大系』5 P. 50）

- (2) 『美濃縞同業組合沿革誌』昭和11年5月同上組合発行
 (3) 機業移植に関する説には種々あって、確定できない点が多い。林英夫『近世農村工業史の基礎過程』P. 53，『笠松町史』上巻，等参照
 (4) くわしくは、日置弥三郎「近世における岐阜縮緬の一考察」（『岐阜史学』第11号），森義一「岐阜縮緬の起源に就いて」（『郷土史壇』第2巻第10号）等参照
 (5) 「宮城加右衛門留書」（森義一氏蔵文書）
 (6) 拙稿「封建制から資本制への移行期における若干の問題点」（『研究彙報』第6号）

II 美濃綿生産の発展とその構造

A. 地域的＝社会的分業の成立

近世幕藩領主による全剰余労働部分の収奪体制が後退して、農民の手元に残る一定度の剰余労働部分＝萌芽の利潤の形成を前提として、ほぼ近世中期以降、以前とは異質の、即ち使用価値ではなくて、交換価値を得ることを目的とする農民の商品生産＝流通が展開してくる。この農民的商品生産は、封建的生産関係の内部＝封建地代下において発生し、しかもそれをうち崩していく性格のものである。

こうした農民的商品生産としての美濃綿業の本格的な発展は、先にも述べた如く18世紀半ば以後のことであった。農村への商品貨幣経済滲透の一指標となる購入肥料干鰯は、天和から元禄へかけての頃、濃尾平野に普及しはじめ、宝暦から明和・安永以降になると、この平野においては、全域的に使用されるに至った⁽¹⁾。また綿作農業も17世紀半ば頃から18世紀を通じて次第に発展し、一宮（三八市場）を核として、濃尾平野中央部は綿作地域として形成された⁽²⁾。かかる綿作農業の発展を基盤として綿工業が発達し、各種綿織技術が導入され、後述する如く、寛政期頃には、専門的織屋や実綿・繰綿・綿織物等を扱う在郷商人も多数現われ、部分的にはマニユファクチュアを生み出す程の小ブルジョアの生産ないし流通の広汎な展開を示してくる。

その頃には、かかる綿作・綿織物地帯を中心に、濃尾地方全域にわたって地域分化が進展してくる⁽³⁾。

①中央部—綿作・綿織地帯。特に木曾川をはさむ尾西・西濃地域が綿織工業地帯、その周辺部が綿作地帯。

②北部—養蚕・製糸・製茶地帯。その西部が前述岐阜縮緬地帯。さらにその北部は長良川を境界として西部（板取・武儀川流域）が製紙地帯で東部が原料楮の生産地帯。

㊦西南部一名古屋を対象とする下小田井特権市場を核とする蔬菜栽培地帯。

㊧西・南・東部一水田米作地帯。

こうした農民的商品生産の発展、農工分離の促進、地域的＝社会的分業の成立は、封建危機に対処せんとする領主的商品流通機構と厳しく対抗し、それをうち崩していく方向を示し、農民層の分解は農村構造を大きく変質させていくこととなるのである。

B. 美濃縞生産の発展と形態

筆者がこれまでみてきた史料から総合的に判断すると、美濃縞地帯はほぼ輪中地帯に属し、農業生産力の面では尾西に劣ると考えられるが、綿業発展度に関しては、笠松から竹ヶ鼻を含む美濃縞地帯南部（境川以南で葉栗・中島両郡一第1図参照）では尾西より早く、寛政初期既に綿織マニュを含むかなり広汎な小商品生産が展開し、文政期頃を境として尾西にその地位を譲ったとみなされ⁽⁴⁾、その北部（境川以北で厚見郡）、主として加納藩領ではかなりおくれ、嘉永・安政期以後に発展のピークを示していると思われる。

①美濃縞地帯南部（境川以南）

まず美濃縞地帯南部について、「寛政3亥年三月桑原輪中御領分拾弍ヶ村連中」が、領主に提出した「乍恐書付を以奉願上候御事」⁽⁵⁾を中心として検討してみよう。

「去秋（寛政2（1790）年）已来 百姓召仕之男女共殊之外無人ニ相成 農業内外働方及難渋ニ 無抛高給差出シ召抱候様ニ相成候 尤高給差出候而成共多分有之候へハ 如何様共取斗ヒ可仕候得共 兎角無人之儀ハ致方無御座……自然と御田地手余リニ相成 耕作モ不行届様ニ相成」った「其故ハ 近年当国之内百姓稼之外ニ 色々之商売職方ヲ仕候者多分ニ出来候故（農業）奉公人無人ニ」なるとし、さらに「全体百姓稼トハ違イ（機綿屋）奉公人之儀 年内休日養父入等之節 結構衣類着致シ候ヲ見請候故 機綿屋奉公人望人多 非其斗地糸多分ニ買取織立候故（農業）奉公ニ罷出候而可然者モ 雑穀下直ニ相成申ニ付 売糸拵候者多ク 夫故地木綿出来方無数 百姓方

甚不益之筋ニ御座候」と述べている。即ちこの時期、「百姓稼之外ニ色々之商売職方ヲ仕候者多分ニ出来候」という広汎な社会的分業の進展は、綿業内部においても、綿作農民、「売糸拵」、「地木綿出来」、「機綿屋」、「機綿屋奉公人」等の分化を生み、「機綿屋奉公人」の有利さから、農業奉公人の減少、「手余り」地の出現、農業難渋の状態を示している。

「別而笠松辺ヨリ下村々之内ニ縮緬木綿嶋等之機綿屋多ク出来凡ソ三百軒余モ御座候様ニ申候然ニ右機綿屋尅軒ニ式機參機ヨリ七、八機ト年々人数相増織立申候尅機ニ人夫老人半程宛モ相懸リ候様及承候然ハ三百軒余之機屋召抱へ女凡式千人余モ有之候哉依之百姓方働相勤候者無人ニ相成候儀ト奉存候得ハ御勘弁ヲ以テ右機綿屋奉公相勤候者親元江引戻シ百姓方へ働相勤候様且村々織屋仕候者江モ百姓方ヨリハ織女相抱不申候様被仰付」と願い出ている。この文書により、広汎な社会的分業の展開のなかでも、機業の発展は著しく、「笠松ヨリ下村々」(美濃織地帯南部)においては、「機綿屋」300軒余を数え、「尅軒ニ式機參機ヨリ七、八機ト年々人数相増織立」て、「尅機ニ人夫老人半程宛」必要とするので、「三百軒余之機屋召抱工女凡式千人余も有」ることがわかる。即ち、300軒余の織屋が、各軒2、3機より7、8機と年々増加させ、1機当り所要労働者数は約1.5人、1軒当り平均6、7人の他人労働を雇傭していることになる。

天保末期頃、尾西地方の綿織マニュファクチュアでは、「一桁当り所要労働者数一・六人から二人」までと考えられ、「内機五桁を経営する織屋は少くとも六、七人の他人労働を雇傭し家族労働と合せて八人から十人位の労働者が……作業場内部の分業にもとづく協業を行っていた」とし、「五桁以上の内機を所有する織屋」および「内機は四桁であっても、外業部としての出機を二桁以上所有して合計六桁以上の経営」をマニュファクチュアと規定されている⁽⁷⁾。これと対照し、前述寛政期の縮緬の生産形態とも併せ考察すれば、美濃織地帯南部においては、既に寛政初期、かなり広汎な小商品生産の発展の上に、機業上層部には、賃労働者の雇傭による一定作業場での、「分業に

もとづく協業」によるマニユファクチュアが部分的に生み出されてきており、それらの外業部として、または縞問屋、織元の出機制度により、多数の資本家的家内労働＝賃織業者が組織されていた姿を想定することができるであろう。⁽⁸⁾

ところで、上にみた「願書」の意味するところは、部分的にマニユを生み出してくるような、新生産様式の発生が、労働力を吸収したため、農業労働力(奉公人・小作)が減少し、散田手余地の増加、富農ないし地主経営の危機を現出し、封建的農村構造を変質させ、封建貢租の減少は封建的土地所有の解体化を促進したものと思われる。こうして危機に立つ富農地主層が、無高零細小前層を吸収する新生産様式、特に「機綿屋」に敵しく対抗し、農業奉公人や小作を確保せんとして、領主に歎願したものと思われる。

以上、美濃縞地帯南部の寛政初年頃の綿織業の展開をみたのであるが、そのことは、既に安永10(1781)年、羽栗郡柳津村において、「金七両三分」の借金の「質物としてはたご(棧留縞と推定される)十一けた」をあてていること⁽⁹⁾や、寛政5年著とみなされる樋口好古『濃州徇行記』に美濃綿織村として、羽栗郡三宅、柳津、北宿、間島、中島郡狐穴、三十町、安八郡大森の7カ村をあげ、狐穴村では105戸のうち、「紋縮緬織屋二戸 菅大臣島織屋廿四戸 紺屋三戸」とし、特に大森村では、「農業を専渡世とし 其内菅大臣島織屋を渡世とするものあり 堤外見取所に家を建て織職のみをするものありて 織女を十人も抱織出せり 其外村中にては妻女多く織出す処もあり……」と記していることから、或程度裏付けられると考えられる。

かくてこの時期、綿織業に限っていえば、その発展度は、美濃縞地帯南部が尾西地方より高かったと推定される。やがて文政期頃を境として、尾西綿業の顕著な発展が、美濃綿業を凌駕していったとみなされることは、前述したところである(註(4)参照)。

しかしそれは、あくまで尾西綿業との相対的評価であって、この南部の綿業が、その後停滞したとは必ずしもいえない。というのは、尾西の場合と異

なって、この地域の綿業中心地である笠松や竹ヶ鼻の綿業の規模や形態を示す具体的史料に、現在のところ欠けているからである。寧ろ幕末・明治初年頃に一層の発展を示唆する史料があり、後に総括するようにたとえ一時的な混乱・停滞があったとしても、全体としては発展していったものとみなされる。

②美濃縞地帯北部（境川以北）

次に美濃縞地帯北部についてみていこう。第4表は、この地帯に属する厚見郡下佐波村の織屋（引機生産者を除く）を、年次別に示したものである。この表からみて、文政・天保期（それ以前は、現在のところ不明）、南下佐波村についてはわからないが、北下佐波村では、1, 2機の極めて零細な小営業がでてくる段階に過ぎない。マニユの最下限の生産規模を、「五柎以上の内機を所有する織屋」とみる場合、マニユ経営ないしそれを志向する独立の小営業の発展は、安政から元治にかけてそのピークに達し、内機生産が出機生産を圧倒している（安政期 ㊦—18 ㊧—2, 元治期 ㊨—29 ㊩—8）。

1カ村の状態からこの地方全体の動向を推定することは、差し控えねばならない。しかし第5表によれば、加納藩内における下佐波村はじめ12カ村で、独立生産者のみである「棧留及び結城織元」40軒が、総計42,600反を織出している。このうち下佐波村の例から類推して、綿織マニユとみなされるもの（内機5機=年産約1,000反以上）は、21軒で、その生産高は、32,570反に及んでいる。なお、日置江、下佐波両村の綿織マニユとみなされるものについて土地所有高をみると、日置江村（この村の最大地主、青木孫三郎は、嘉永6年、234石122である）の常三郎が中農上層、八右エ門・彦七が中農層とみられるが、他は極めて零細なものが多く、そこにはかなりはっきりした農工分離の姿をみることができる。さらにこれら綿織マニユファクチュアの他に、その外業部として組織された農家副業や、他領・他村の縞問屋・織屋からの引織業者も多数存在していたことを知ることができる。（第4表註(3), 第5表註(6)）こうして前述の下佐波村の動向は、少なくとも加納藩領の村々に適用できるのではないかと考えられる。

第4表 厚見郡下

	織屋名	官代地機		棧	
		文政・天保	石高 (天保10)	弘化	石高 (弘化元)
北 下	金助(金蔵)	2(文政13~天保6)	1.5石		1.2石
	長太郎	1(" 13~ " 3)	6.2		6.2
	善右エ門	2(天保2)	0.1		0.1
	其平	1(" 2~6) (" 11引機)	1.6		1.6
	友右エ門	1(" 5~6)	0.1		0
	弥兵エ	1(" 5)	0	(弘化4.紺屋瓶6年取5両)	0
	牧右エ門	1(" 6)	0.4		1.6
	伴蔵	1(" 6~7)	出奔		—
	与兵エ	1(" 6) (" 11引機)	0.4		0.4
	佐 波	久八	㊦?(" 10)	11.5	10(弘化2.年産1,500反) (" 3~4紀州総糸問屋)
長右エ門		㊦?(" 10)	6.8	㊦5(弘化4.年取20両)	9.8
忠右エ門		㊦?(" 10)	0.2		0.2
源兵エ		1(" 5~10)	0.9		0.8
助四郎			—	㊦20(弘化4.年取120両) (" 3.久八分家)	0
太兵エ			—		—
村	曾平		—		—
	万右エ門		0.6		0.6
	孫吉	(" 11引機)	0.2	㊦3(弘化2.年産600反) 4(" 4.年取24両)	0.2
	清兵エ		2.8		2.8
	兵蔵(兵四郎)		0.8		0.8
南 下 佐 波 村	彦四郎		29.8		38.4
	久四郎		0.3		0.3

(1) 拠、羽島郡柳津町下佐波青木家文書「諸事願書留帳」、「高帳」等

(2) ㊦—内機, ㊦—出機, ㊦—綿織マニュとみなされるもの, 符号のないものは不明

(3) 安政6年には、表示した4軒の織屋の外、51軒の引機業者(棧留・結城55機、月産605反)が存在する。(安政6年3月「棧留織屋並引織取調帳」)

佐波村織屋表

留		縞		機		
嘉永2	石高 (嘉永3)	安政4～6	石高 (安政2)	元治元	石高 (慶応元)	明治12年 所有反別
	1.2石		2.1石		2.3石	4.2反
	6.2		5.8		5.5	8.1
	0.1	(引機結城 月5反)	0.1	(糸延・引機月5反)	0.1	0.1
	1.6		1.6		1.6	絶家
	0	(引機結城 月7反)	0	(糸延・引機月4反半)	0	0
	0.3		0.3		0.3	3.4
	1.6		1.6		1.5	3.3
	—		—		—	—
	0.2		0	(糸延・日履200文)	0	0
	39.2		43.1		70.6	179.1
	7.9		7.9		7.2	12.9
	0.2		0.2	(引機月3反・550文)	0.2	1.2
	0	(引機4結城月80反)	0	⑤ 7	0	2.7
⑩ 10	0		0		0	14.3
⑩ 7	1.2		4.4		0.5	0
	—	⑤5(年産1,440反) ⑩2(村内結城月12反)	0.6	⑤ 6	0.6	2.3
	0.6	(引機 月15反)	0.6	⑤ 3	1.3	2.0
③ ③	0.2	⑤5(年産1,200反)	0.4	⑤ 6	0.4	5.2
	2.2	⑤3(年産370反)	4.4	⑤ 3	5.5	12.7
	0.7	⑤5(年産1,440反)	0.7		0.7	0
	27.3		31.8	⑤ 8	30.5	51.7
	0.3	(引機結城 月10反)	0.3	⑤ 4	0.3	1.4

(4) 文政・天保期の南下佐波村の史料は「孫吉」以外は存在しない。明治期の織屋については、現在のところ不明であるが、明治12年下佐波村では結城・棧留縞卸売10。(内2は小売兼業)、同小売1、綿小売1、古着商1等がある。(「明治12年営業(鑑札)税取調帳」)

(5) 「明治12年所有反別」のみ下佐波村、他の石高はすべて北下佐波村内保有を示す。

第5表 加納領分棧留出来数取調 (安政5年)

(土地所有)

村名	竊問屋 および仲買	取扱高	日置江	○常三郎	2,000反	(嘉永6) 19.768	(安政3) 19.5125	(文久2) 20.296
上御	納町	紙屋利七 47,722反 (90,744)	"	○為八	1,400	5.4	5.832	4.914
"	"	中川屋 平兵 _五 1,110 (1,820)	"	○小平次	1,200	5.763	0.763	0.763
"	"	紙屋平八 650 (1,675)	"	○甚吉	1,200	0	0	0
"	"	山形屋 半兵 _五 1,100 (1,500)	"	為藏	200 (結城)	2.44	2.44	2.44
"	"	綿屋金平 750 (1,200)	"	太右 _五 門	600 (結城)	3.4	0.13	0.13
"	"	千草治兵 _五 13,075 (20,580)	"	○八右 _五 門	1,000	9.9	10.408	16.3
"	"	山本屋喜平 900 (3,325)	"	金三郎	200	1.473	6.582	4.849
北上加納	作兵 _五	2,000	"	○彦七	2,800	7.354	10.267	14.718
"	篠田 權右 _五 門	1,500	"	甚太郎	700	0	0	0
"	仁	300	"	円六	260	1.461	1.185	0.962
爪	斧八	2,400	"	宇右 _五 門	80	0	0	0
村名	棧留織元	生産高	下佐波	○孫吉	1,200	(嘉永3) 0.2	(安政2) 0.4	(慶応元) 0.4
御茶屋	○儀十郎	1,800反	"	○曾平	1,440	—	0.6	0.6
"	○清兵 _五	3,600	"	清兵 _五	370	2.4	4.4	5.5
"	○与三郎	2,400	"	○兵四郎	1,240	0.7	0.7	0.7
上茜部	德右 _五 門	360	東鶉	平左 _五 門	600	(1) 抛「安政六巳未年四月御領分中傘棧留出来数取調帳」(森義一氏蔵「綿織物資料並総糸資料綴」)『加納町史』下巻p.352~5 (2) この史料には「売捌先」も記入しているが、省略した。 (3) 「取扱高」の()内は安政4年のもの。 (4) 「生産高」に○印のあるものは綿織マニユとみなされるもの。 (5) 日置江村「土地所有」は同村青大家文書「紀州講金高割帳」による。 (6) 日置江村「嘉永四年六月亥歳御改革並諸事留帳」には「棧留結城織元内職」18軒、「引織」36軒、「紺屋」12軒をあげている。		
"	初右 _五 門	600	"	源兵 _五	180			
"	由兵 _五	180	"	丈右 _五 門	790			
中佐波	○伝次	1,900	"	○九右 _五 門	1,290			
西下川手	儀兵 _五	700	"	利藏	790			
"	金五兵 _五	900	"	○清助	1,000			
高桑	○源右 _五 門	1,000	高河原	○彦三郎	1,000			
西鶉	常藏	960	"	○甚作	1,200			
"	○増右 _五 門	1,200	次木	○吉右 _五 門	1,200			
上御	納町	○甚助	"	武兵 _五	900			
"	"	甚平			360			

以上は、ほぼ18世紀半ば以後の美濃織地帯における綿業の発展を、概略2つの地域にわけてみてきたのである。寛政初期、既に部分的にはマニファクチュアを分出する程の小商品生産の展開をみたのであるが、化政～天保期頃には、賃労働雇傭による一定作業場でのマニユ形態は、零細な農民工業形態の家内工業と、織元賃機に分かれての間屋制家内工業形態とを併存させながら地域的に拡張していった。開港以後、日本経済が急激に高度な世界資本主義に包摂されていく混乱期のくわしい検討は別の機会に果たされねばならない。しかし総括的にいえることは、幕末開港以後の洋糸流入による機業界の混乱や、出機制が増加傾向にあったとしても、濃尾の綿業は、マニユとその外業部として組織される資本家の家内労働、当段階における織問屋・織元とその出機制によって編み込まれる賃織業者とは複雑に絡み合っ、全体としては、天保期以降幕末・明治初年にかけて、有利な産業として発展の途をたどったと考えられる。⁽¹¹⁾

ここで、雇傭労働に関し、ごく簡単にふれておきたい。川浦康次氏は、マニユと賃労働との関連において、「技術伝習所的な性格をもつ過渡的経営」とする市川孝正氏の説や、「自由な賃労働」を殆ど検出されないとする林英夫氏の説を批判し、年季奉公人→賃織業者、年季奉公人→反織労働者の2つのコースの併存が、幕藩体制解体期の綿織マニユ雇傭労働の存在形態とされているが、⁽¹²⁾この見解に同意できる。筆者のみた史料によれば、美濃国羽栗郡柳津村奥村家では、安政4年、年季奉公人6人と反織労働者7人を雇傭しており、⁽¹³⁾また元治元年には、給金年1両1分1朱と定め、1日当り銀4匁3厘7毛5才の割で、70日分を5回に分けて支払われている。⁽¹⁴⁾ここには、かなり新しい形態での賃労働をみる事ができる。この時期の雇傭労働が、年季奉公人が支配的であったとしても、それが賃織業者になる路と並行して、上述の如き年季明けにたどる、より自由な新しい形態としての反織労働者の存在を認めることができるであろう。

生産過程における領主側よりの統制と、織屋、農民側の対応については、

便宜上、商品流通の展開をみる場合に述べることにしたい。

C. 商工業村落の形成

これまでみてきたような、綿業を主とするこの地方の商品生産の発展は、地域的＝社会的分業の成立、農民層の分解、農工分離の促進と、封建的農村構造を大きく変質させていった⁽⁵⁾。そしてこうした農村の結接点ともいべき在方町＝商工業村落が形成されていった。尾西の一宮・起等と並行して、美濃縞地帯では、笠松、竹ヶ鼻と、それらとは性格を異にする北方とがあげられる。

笠松は、美濃郡代の所在地であったが、この地方綿業の発展と共に、竹ヶ鼻と並んで、綿業を中心とする商品生産、流通の拠点として、在郷町的性格をもつ商工業村落を形成していった。文化7年の「明細帳」によれば、「当村市場＝而市日月六齋…近郷⁽⁶⁾諸色持出売買仕……御城米津出木曾川通陸附出三町余 則当河岸＝而積立 桑名湊迄川路十里程」の位置にあった。

天保3年、石高387石余、家数493軒の内、無高は263軒と過半数を占めており⁽⁷⁾、翌4年笠松村下本町の戸数67軒（高持33、水呑34）の内、天保改革の頃37軒が綿業関係その他の商工業に従事している⁽⁸⁾。それは戸数の55%を越えており、ここには自給的封建農村としては把捉されない都市的性格をみることができであろう。

この地方の綿業の発展が、前にみたように、寛政期既に部分的にはマニユファクチュアを生み出す程の展開を示してくると、後にくわしくみるように、在郷商人や織屋達を連繫する農民的商品生産流通は、特権的な領主的商品流通機構と敵しく対抗するに至り、次第にそれをうち崩していくこととなる。幕末期から明治初年の頃、領主的流通機構につらなる「岐阜の商人で南遷して笠松に移る者⁽⁹⁾」があったのは、そのことを示しており、笠松は岐阜にかわって、この地方綿業の中心となり、新興在郷の縞問屋や仲買人は、周辺綿作地、「徳田、印食、柳井津、中野、伏屋、三宅、竹ヶ鼻、長森、切通、領家」等美濃側のみでなく、「尾張側の北方、里小牧等の村」に至るまで、手広く

「実綿を買占め、傍ら糸をも取扱った」のである。

美濃綿の買継商には、「田中屋、関屋、林、香川、足立等」10軒程あり、特に「田中屋」は尾濃を通じての最大の綿問屋であり、美濃は勿論、「尾西、布袋千秋、名古屋」の織屋まで、ここに取継ぐ程の問屋制支配を行なっている。

幕末期、機屋についての史料を欠くが、明治10年頃、「機具拾数台をそなへた内機屋（マニュファクチャー）」が20戸もあったというから（本節註⑩(ロ)）、幕末マニユ形態の織屋もかなり存在したとみなされ、また前述した下佐波村では、安政6年、笠松三郷の織元9軒から、32軒が34機の引機をしているこ

第6表 笠松・竹ヶ鼻の職業構成

	明治4年笠松		明治14年 竹ヶ鼻		
	軒数	%	綿業関係内訳	人数	%
農業	136	15.5		148	14.2
綿工業	59	6.6	結製 城綿 83 柄屋 1 結引 城綿 180 艶打 4 認繰 繰 33 洗張 2 糸繰 掛 8 繡師 3 綿打 7 箆製造 2 紺屋茶染 10 仕立屋 11	344	33.0
綿商業	121	13.6	綿古卸 売商 16 糸屋 3 着商 32 綿商 4	55	5.3
手工業	76	8.5		66	6.3
商業	244	25.1		286	27.4
旅籠・郷宿	28	3.1		10	1.0
賃労働者	217	24.4		105	10.1
計（其他共）	891	100.0		1043	100.0

- (1) 笠松は中村哲「幕末期における農村工業の展開」（『日本史研究』28）より借用。
- (2) 竹ヶ鼻は「営業・雑種業人名取調帳」（羽島市竹ヶ鼻町上鍋屋 武藤重造氏蔵文書）より作製。

⁽¹⁹⁾とからみて、周辺綿業農村に多数の出機を組織していたことを知ることができる。

しかし笠松は第6表の職業構成からみて、商業25.1%、綿商業13.6%を占め、賃労働者24.4%と共に他を圧しており、商業的色彩が強いことがわかる。また賃労働の多いことは、「笠松町方之儀ハ笠松村、徳田新田、田代村之内柳原分入会 家数八百軒余有之候処 追々他所ヨリ引越 百姓店借等相増猥ニ成出所不知もの等入込⁽²⁰⁾」んだことからわかるように、農民層分解によって分出された、周辺綿業農村からの貧農・半プロ層などが流入したためと思われる。

竹ヶ鼻も、美濃織地帯の1つの中核的な商工業村落であり、『濃州徇行記』(寛政期)には、「一体この地は諸商物多く 時に古来より毎月六齋の市ありて諸村より来る交易繁昌の地なり 因てこの地の人農商を兼富戸も多し 又蚊帳をこの地にて多く仕立諸方売出す利を得 小百姓の妻女までこれを今渡世の助とせり」とのせており、『新撰美濃志』(岡田啓、天保期)には、「町家長く豊饒の商人多く 毎月二七日 六日市立ありて諸方より売ものを持来りて商ふ人立多く殷阜なる里なり……藍ハ当郡所々に産するを竹鼻にて藍玉に作り 又蚊帳も此辺にて造り出し諸方へうる」と記している。隣村孤穴村では、寛政期に「紋縮緬機屋三戸、菅大臣縞機屋廿四戸、紺屋三戸」(本節B参照)と機業が盛んであり、竹ヶ鼻でも当時綿織生産が行なわれていたことは明らかである。天保期頃と推定される史料によれば、戸数、533軒の内訳を、「家持316、借家210、寺5、堂1、社家1」とし、「織屋、縮緬織屋、木綿屋、綿屋、緞糸屋、棧留縞江戸積、棧留仲買、呉服屋、古手屋、仕立屋、紺屋、藍仲買」等の衣料関係「仲間」を初め、47の「商人仲間」を記している。

嘉永4年の株仲間再興により、「熟談組」に加入して江戸特権問屋に「縞江戸積」株を許された大縞問屋、木綿屋(大沢)文助や、繰綿、緞糸、蚊帳等を取り扱った在郷仲買商人、布屋(木村)助右衛門、亀屋(渡辺)伝右衛門等については、後に商品流通の展開をみる場合にくわしく述べることにす

る。

天保期以降、幕末明治初年にかけて、竹ヶ鼻では織屋による結城縞、棧留縞生産が行なわれていると共に、縞問屋、織元は周辺農村に多数の出機を組織しており、笠松と並んで、この地帯綿業を中心とする商品生産流通を支配していたのである。第6表は、明治14年の人別職業構成であるが、綿工業が33%を占めており、笠松と比較して、遙かに綿業中心の工業的性格が強いことを知ることができる。

北方は、第1図からわかるように、美濃縞地帯からやや離れたところに位置し、それだけ綿業農村との連繫において、これまでみてきた美濃縞地帯の中心に位置する笠松、竹ヶ鼻とは異なった性格をもっている。即ち在郷町というよりは、寧ろかなり早くから領主と結託し、領主的流通につながる特権化した豪商を中心として発展したものと思われる。

明治元年の「村明細帳」（岐阜県立図書館蔵）によれば、「前々る市場ニ而農業作問諸商売仕……米津出之場所 当村々岐阜加納江式里尻毛村江沓里同所々川船ニ積下シ 夫々桑名湊迄凡拾参里と申場所」にあり、かなり早くから西濃米作地帯の米や、美濃縞地帯の綿織物（本節 註(4)―(ロ)参照）等の集散地であった。

『北方町志』²²⁾を手懸りとして、簡単に概観すれば、次の如くである。北方は加納藩に属していたが、寛文9（1669）年から旗本領となり、石高は1262石余（寛政元年）である。化政期頃、大橋六右衛門（大六）、鳥村政右衛門（長崎屋）、大橋清六（津金屋）等の豪商がいて、周辺村落は勿論、岐阜・加納等におよぶ範囲の金貸兼質屋を営んでいたが、特に津国屋総本家渡辺惣左衛門は、「酒造を業とし塩屋株を預り、傍ら美濃米を江戸に廻送して巨利を占……北方旗本のお蔵元はいふに及ばず、大垣藩、紀州藩の御用金御用達をも務」め、大名貸として藩と結託して全盛を極めた。この津国屋渡辺一統に数戸あり、分家もそれぞれ「美濃縞即ち棧留縞、種油、金物、美濃紙、味噌醬油、塩の商業を盛んに営」²³⁾んでいたが、特に縞店渡辺佐左衛門は、前述竹ヶ鼻の木綿

屋文助らと共に、嘉永期、「棧留縞江戸積問屋の特許株を買得して盛んに営業し…笠松・墨俣・竹ヶ鼻辺より縞物を買ひ込み、之を江戸の大店へ送……維新前後には総本家を凌駕して郡中第一の富豪」となったが、江戸積「特許権の廃止」と共に豪商渡辺一統は急速に没落し、北方の盛衰もそれと軌を一にしているのである。

こうして美濃綿業との関連から、北方をみる場合、笠松や竹ヶ鼻とは全く異なって、綿業農村との有機的な連繫はみられず、ただ領主的商品流通に連なる特権的縞問屋が遠隔地間商業の一拠点としたに過ぎない。したがって織屋、在郷商人等を中核とする農民的商品生産流通の発展が、領主的商品流通機構を解体へと追い込んだとき、商業村落北方は綿業から全く手を引かざるを得なかったのである。

以上みてきたことにより、外面的には同様な商工業村落＝在方町として発展しながら、周辺の在地綿業農村と緊密に連繫する中核として農民的商品生産流通の拠点—それは局地的市場ともいえよう—ともなった笠松、竹ヶ鼻と、在地綿業農村と乖離し、領主的流通に結びつく特権豪商の遠隔地間流通の一拠点に過ぎない北方との在方町としての性格上の相違を知ることができよう。

註 (1) 坪内庄次「濃尾平野の近世における人口構造に関する研究」(『愛知学大地理学報告』No.20)

(2) 18世紀末頃の綿作率は、畑の20～50%程で、畿内地方にくらべ遙かに劣っている。しかし畿内の綿作が幕末にかけて停滞的であるのに、濃尾平野では一般

郡村名	年代	綿作率(畑面積に対する)	資料
厚見郡領下	1663 (寛文3)	20.3	「畑方毛頭帳」(『厚見村史』)
中島〃小菰	1810 (文化7)	20.7	「村明細書上帳」
羽栗〃米野	1822 (文政5)	24.6	『笠松町史』上巻
〃南船原	1850 (嘉永3)	64.0	中村・川浦「幕末経済段階に関する諸問題」(『歴史学研究』第225号)
厚見〃日置江	1855 (安政2)	20.1	「諸願書留帳」 岐阜市日置江青木家文書

(尾西地方については坪内庄次「前掲論文」参照)

に綿作率は向上し、畑の50~70%程になっている点は注目すべきである。

美濃で綿作率のわかっている村は、現在のところ前掲の表の如くであるが、寛文3(1663)年領下村の例は、当地方としてはその年代に注目したい。郡上藩では文化7年、「木綿作之儀其村高之本田三分一に堅不可過也」(「在々法令之条目」『郡上郡史』)としており、また慶応3年の「笠松町方一件」(『美濃郡代引継文書』)に、「笠松三郷之もの共方繰綿多分他国江売出 右ハ第一之国産ニ候」とあることなどから、幕末期、かなり綿作が盛んであったと思われる。

(3) 塩沢・川浦『寄生地主制論』、丹羽・船戸『紙生産と地主制の形成』

(4) (イ) 尾原信彦『農村工業地理』では、「笠松全盛時代」を明治10年代半ば頃までとみており、「明治十五・六年を以て笠松支配時代は終り、予てより技術が伝わっていた尾西が勃興し始め、…東濃と尾西とは同格となることになった」(P.175)としているが、これは美濃綿地帯を尾西に対し過大評価していると思われる。

(ロ) 「尾濃機業取調報告書」では、「当時斯業ノ大勢ハ主トシテ美濃ノ方面ニ存シ 製品ノ如キ概ネ同地羽島郡 芝原北方ノ商人ノ手ニ依テ京都大坂へ売出サレタリト云フ 是レニ美濃綿ノ称アリシ所以ナリ 然ルニ文政道光以後ハ綿花ノ産出ニ伴フテ其発達尾張ノ中島葉栗ノ諸郡ニ著シク 美濃ハ漸ク其地位ヲ失フ傾ヲ示シタリ」と記されており、林英夫氏もいわれるように(『近世農村工業の基礎過程』P.54~5)、ほぼ妥当な説と思われる。

(5) 羽島市竹ヶ鼻町下城 菱田銈三氏蔵文書

(6) 天保改革の際、幕府の出した「触書」(天保13年9月)の一節、一「近年男女共作奉公人少く 自然と高給ニ相成リ 殊ニ機織下女ととなへ候もの別而過分之給金を取候由 是亦余業ニ走り候処之儀 本末取失ひ候事共ニ候……」一は、当地方にも該当させられるのではなからうか。

(7) 塩沢・川浦『前掲書』第2章 P.153~5

(8) 幕末、封建制から資本制への移行期=資本主義的成長の未成熟な段階において、全構造的にマニュ問題を解明するためには、マニュ発生経路について、④小営業→資本主義的単純協業→マニュの路の他に、⑤商業資本の小営業支配→資本家的家内労働(事実上の産業資本と賃労働)→組織的分業の採用→若干の部分工程の仕事場への集中という、商業資本から産業資本への成長転化の路をも併せ考察して(レーニン『ロシアにおける資本主義の発展』第6章参照)、内機と出機の関連、当該階における商業資本の具体的あり方等を明確にすべきであると考えられる。

出機制度を単に現象面のみからとらえる場合、織元を含めての全貌が把握されない限り、それがマニュの外業部としての資本家的家内労働であるのか、内

機をもたない前期的前貸の間屋資本（分業にもとづく協業による作業場をもたない）による小営業支配としての間屋制家内工業であるかを決しかねるのである。したがって、そうした考察なしにマニュカ間屋制かの二者択一的な見解には同調し得ない。

(9) 「借用申金子之事」(羽島郡柳津町 奥村家文書)

(10) (イ)「木綿ノ産出ハ文化ノ頃 甚微タリシカ年ヲ逐ヒテ増加シ 安政ノ頃ニ至リテハ羽栗・中島両郡ノ家々織機ヲ設ケ 近傍ノ諸郡モ亦之ニ従事スルモノアリテ 1ヶ年間に産額50万反ニ下ラス 時ニ少数ノ人商権ヲ握リ 地方ノ織物ヲ集メ 江戸 北国 西国等ニ販売セリ…絹綿交セ織(結城縞と推定される)ハ 天保年間尾張国葉栗郡ニ少許ノ産出アリキ 此頃ヨリ羽栗中島両郡ノ人々斯業ニ従事スルニ及ヒ 産額大ニ増シ 京坂及西国地方ニ販売セリ コノ原料ハ 従来此地方所産ノ綿糸及絹糸ヲ用キシカ 外国貿易開ケシヨリ 洋糸ノ低廉ニシテ美ナルヲ以テ 専ラ之ヲ用ヒル事トナレリ」(『竹ヶ鼻町沿革史』)

(ロ)「明治十年頃、笠松だけに二〇戸の機屋があり、その他八劍・柳井津・西部等の村々に散在してゐた。これらは機具拾数台をそなへた内機屋(マニユファクチャー)であつたことは注目すべきである。」尾原信彦『前掲書』P. 175

(イ)次の表は、明治1～5年の村明細帳の残存しているものから集計したものである。織屋をあげている村が少ないのは、明細帳の性格からくと思われるが、綿業が全面的に農村内部に浸透したことが推察され、しかも村によって製

郡名	残存村数	賃織	準備過程 (糸より、糸延、綿引、糸繰)	紺屋	備考
羽栗	49	13	28	7(19人)	木綿着用のみ 5カ村
中島	24	9	15	5(10人)	織屋をあげてい るもの3カ村

織準備過程に携わったり、賃織りに従事するなどの分化がみられる。中島郡堀津村では戸数205、賃織150、須賀村では戸数85、賃織60をあげている。

(11) 川浦氏は、その著『幕藩体制解体期の経済構造』第4章補説において、マニユ地主化の直接的契機を、天保末期以降の賃金・総糸価格の高騰と、綿売上価格の停滞の傾向＝綿織生産利益率の低下に求めている。氏はこの契機により、天保期以降上層マニユは地主化するが、その際、より下の層の、従来の綿織マニユにとってかわってのブルジョア的発展を強調する。しかし綿織生産が一般的に不利となった場合、下の層のブルジョア的発展が果たして可能であろうか。わたしは、綿織マニユの地主化の契機を、綿織生産の利益率の低下＝一般的停滞に求めることには反対で、それは近世封建農村の解体段階におけるマニユ経営の技術水準と、その市場構造のあり方によって規定される限界経営規模に求め

るべきであると考える。

次に林氏は、その著『近世農村工業史の基礎過程』において、尾西地方の寄生地主体制は、天保末年には本格的に確立したとし、内機制的生産様式は、その体制内に、出機制という経営形態をとって編み込まれたとされているが、全く賛成できない。この見解からは、幕藩封建体制を下から崩壊していく変革の主体をどこに求められるであろうか。天保期以後、地主的傾斜は認められるが、寄生地主制がこの段階で体制的に確立したとみなすことは、明らかに誤っていると思われる。

氏の見解は、幕藩体制解体過程において、産業資本と地主・小作関係とは全く相容れないものとして、出機制度をすべて前期的商業資本関係としてのみ把握し、過大評価されることからきていると思われる。

(12) 川浦『前掲書』第1・3章

(13) 「年々万覚帳」(羽島郡柳津町 奥村家文書)

安政四年巳七月御歳暮

一 前だれ一筋ヅツ ぬり台どう嶋さな緒下駄一足ヅツ 扇子一本ヅツ
 〆 右ハ反織之者其外 ちる共八人

一 皮子小紋単物一ツ 五ト下駄一足 前だれ一筋 扇子一本 み寿、たけ
 一 棧留嶋単物一ツ 同前だれ一筋 裏付ぞり一足 扇子一本 だい、さと
 一 単物 前だれ右同断 皮ぞり一足 扇子下一本 おた

上記の「反織之者」および年季奉公人について、くわしいことは不明であるが、「たけ」(厚見郡東鶉村藤蔵娘)については、3カ年半の年季で「仕着相究為敷金与金貳分」とする「請状」があり、「だい」(羽栗郡徳田村喜重郎娘)については、安政5年4月に、「元金壹兩」借用の上、「年季証文本文之外未壹ヶ年相増急度御奉公為相勤」との「年季奉公人済一札」が残されている。

(14) 「年内御用留帳」(同上)

元治元年子五月廿四日初り

一 給金 壹兩壹分之割 おいく
 又 壹朱増 おぎん
 〆 壹兩壹分壹朱也

五月廿四日初メ八月四日迄

日数 五月 七ケ日 大 六月 廿九ケ日 小 七月 三十ケ日 大
 八月 四ケ日

〆 七十日

壹日ニ付 銀四分三厘七毛五才、此給金三十匁六分貳厘

五月廿四日 八百文 代貳朱也

六月十一日 百文 代九分 金壹分壹朱也
 七月廿八日 代貳匁六分四厘
 〃月廿九日 代壹分九厘
 〃 廿九匁九分貳厘
 引テ 六分六厘 不足
 濟

- (15) 厚見郡下佐波村では、戸数147(天保2年)のうち、弘化4年に、織屋3、綿賃打3、紺屋1、質屋、農鍛冶、大工各2、その他諸商7を数え(「内職小商者取調帳」)、安政6年には、前にみたように、織屋4、引機業者51が存在した(第4表)。また同郡日置江村では、弘化4年に、紺屋11、織屋3、材木屋、藍屋、傘屋各1があり(「高持無高耕作畝数取調帳」)、嘉永4年には、戸数172のうち、結城棧留織元18、引織36、紺屋12、小商い6、屋根葺7、油屋3、材木屋1を数えている。(「御改革義諸事留帳」)
- (16) 「惣寄帳」(羽島郡笠松町 高島家文書)
- (17) 『笠松町史』上巻 P. 673

呉服太物商、豆腐屋各4、肥料商、酒屋各3、紺屋、宿屋、質屋各2、綿打屋、糸及洗張屋、提灯張替屋、かせ糸商、煙草屋、古道具屋、足袋屋、まんじゅ屋、すし屋、飯食店、陶磁器商、乾物青物商、菓子屋、小間物及荒物屋各1

(18) 尾原『前掲書』

この書物に記されている美濃綿買継商「関谷」は、第IV節第14表の安政5年「加納藩綿木綿の流通」に出ている「関谷源助」または「関谷多助」に該当しよう。また大編問屋「田中屋」と買継商「足立」は、それぞれ以下に示す「田中屋善兵衛」、「足立和助」にあたる。「田中屋」が、嘉永4年株仲間再興後、江戸特権問屋への「瀧江戸積」株をもつ「熟談組」に加入していないことは注目すべきである。

次に尾原氏は、この書物で、明治10年頃、笠松だけで「機具拾数台をそなえた内機屋(マニファクチュア)」が20戸もあったと述べているので、以下、明治20年までの統計にみられる綿製造業者および問屋名をあげてみよう。

種類	営業者	創業年月	職工数 (男)	(女)
絹綿交織	後藤万蔵	明治7年8月	1	10
同上	高島嘉七	〃 15年2月	1	10
同上	後藤左吉	〃 20年8月	1	11

尚 製糸工場は 明治6年→1, 9年→5, 11年→1, 15年→1, 16年→1, 18年→2, 19年→1, 20年→1 が創業している。

(「岐阜県統計書」職工10人以上)

明治16年, 美濃綿製造所および問屋 (笠松)

㊦ 棧留養老絞生地製造所	野口富三郎
㊧ 棧留製造所	高島善助
㊨ 美濃物産双子結城棧留買継問屋	田中善兵衛
㊩ 国産縞類買継問屋	足立和助
㊪ 結城棧留縞買次和洋総糸味噌溜卸売商	杉山市右衛門
㊫ 美濃物産諸縞買次問屋並操綿買次所	三浦 助
㊬ 生鯖乾物商綿結城縞キヌ糸ちりめん	吉野屋要助
㊭ 砂糖並阿州藍玉商	平野弥三郎

拠 『美濃乃魁』(明治16年上梓, 美濃国の代表的農商工技芸を紹介したもの)

(19) 「棧留縞織屋並に引織取調帳」(羽島郡柳津町下佐波 青木家文書)

(20) 「笠松町方一件」(慶応三卯年『美濃郡代引継文書』)

(21) 「美濃国羽栗郡竹ヶ鼻村 村方明細帳」・『美濃国竹ヶ鼻志料』(共に徳川林政史研究所蔵)。本文にあげなかった「仲間」は次の如くである。

商人宿, 鍛冶職, 張附職, 酢造屋, 檜木屋, 大工職, 左官職, 飴菓子屋, 檜物師, 材木屋, 白木買, 味噌酒屋, 古家師, 薬種屋, 生鯖屋, 小間物屋, 青物屋, 豆腐屋, 茶碗屋, 煉油蠟燭屋, 下駄屋, 煮売屋, 米穀屋, 小道具屋, 干鯛屋, 桶師, 畳屋, 質屋, 紙屋, 油屋, 干物屋, 蓆屋, 鍋屋, 粉屋, 料理屋

(22) 大正4年11月旧版, 昭和7年改版発行(本巢郡北方町役場)

(23) 嘉永5年「縞江戸積」株をもつ「熟談組」に 「渡辺佐左衛門」のほか, その一統「渡辺助左衛門」も加入している。また, 安政5年「加納藩の縞木綿流通」(第IV節第14表)によれば, 同じくこの佐左=門の他, 「渡辺宗右=門」, 「津国屋代三」が加納藩内の織屋の生産した縞を購入している。

III. 商品流通の展開と市場の拡大 (そのI)

(寛政～天保期)

これまでみてきたように, 美濃綿業地帯においては, 近世初頭以来, 伝統的自給的な「地機織」りが行なわれており, 近世半ば以後, 岐阜縮緬および各種美濃縞(棧留, 菅大臣, 結城)生産技術が移植, 製織され, 18世紀半ば頃

より地域的＝社会的分業の成立、農民層の分解、農工分離の促進と相俟って、美濃綿業も本格的発展を示すに至り、寛政初期、笠松、竹ヶ鼻を含む美濃織地帯南部においては、部分的にマニユファクチュアを分出する程の小商品生産の展開をみたのである。化政～天保期には、賃労働者雇傭による一定作業場でのマニユ形態は、零細な農民工業形態の家内工業と、織元・賃機に分かれての間屋制家内工業形態とを併存させながら、地域的に拡張し、天保期以降、幕末明治初年に至るまで、出機制の増加傾向とか、開港後の外国貿易による機業界の混乱等のみたとはいえ、美濃綿業は、マニユおよびその外業部として組織される資本家的家内労働と、縞問屋・織元およびその組織下にある賃織業者とは、複雑に絡み合って発展をみたのであった。そしてこうした美濃織生産の発展を基盤として、周辺綿業農村を有機的に連繫する中核としての、商工業村落＝笠松・竹ヶ鼻と、それらと性格を異にする北方とをみてきたのである。

以上は美濃綿業の発展を、主として生産面からとりあげたのであるが、ここでは商品流通の面に着目し、それが市場構造を如何に変質させていったかをみていくこととしたい。

領主的商品流通と農民的商品流通とは、少なくともその初発の時期においては、相互に触発されながら発展するものと思われる。領主的流通機構は領主ないし特権商人のために形成されながら、それは民業を刺激促進させて、農民的商品生産流通を進展させ、生産力上昇に基づいて農民の地位は向上し、胚芽の利潤を形成し、小ブルジョアの発展をみる段階において、この両者は複雑に絡み合いながら激しい対立をみるに至るものとみなされる⁽¹⁾。

以下、この地帯綿業の遠隔地市場が、概略的にみて大きく転換をみたと思われる天保期を画期として、ここではまず、寛政～天保期の商品流通をみていこう。

A. 在郷商人の発展

前述した如く、この地方の綿業は、寛政初期既に部分的にはマニユファク

チャアを分出する程の発展を示し、在方町を中心として多数の在郷商人の輩出をみたのである。そしてこの時期、当地方の綿織物やその原料である繰綿、総糸の流通には、名古屋や岐阜ないし北方などの特権的問屋を通じて領内外に積み出される領主的流通機構と、それと複雑に絡み合って在地の農民や織屋に直接販売されたり、また在郷問屋商人によって農民的ルートにのせられる農民的流通機構との2つが激しく対立していた。⁽²⁾しかしながら、寛政～天保期頃には、大量の商品を中央市場にもたらしには、かなりの部分を領主的流通機構につながる、遠隔地商人の手をかりざるを得ず、西濃、尾西地方で織出される棧留縞・菅大臣縞等の原料である総糸は、在地で生産される地総は勿論農民的ルートにのせて使用されているが、そのみでは不足し、かなりの部分は北陸（加賀・越前等）、近江等の遠隔地商人がもたらし、それを在郷仲買商人が依託販売し、織屋に織らせて製品を仕入れ、再び遠隔地商人の手によって捌かれている。そうした在郷仲買商人として活躍したものに尾西では起村の文右衛門や茂兵衛などがおり、⁽³⁾美濃では竹ヶ鼻の木綿屋（大沢文助、亀屋（渡辺）伝右衛門、布屋（木村）助右衛門等がいた。北方の津国屋分家、渡辺佐左衛門については、前にみた如く、既にこの頃から領主権力と結託する特権的問屋商人であったと思われる。

大沢文助については、くわしいことは不明であるが、文化初年頃より近江商人と結んで大量に綿織物を取り扱う在郷問屋商人として活躍し、盛んに献金を行なって文政期には既に「苗字、帯刀、御目見得御免、竹ヶ鼻村惣年寄」までつとめている。⁽⁴⁾こうして天保初年には領主権力と結ぶ大問屋商人として、大坂特権商人を介して、大量の「御国産結城棧留縞大坂迄差送」⁽⁵⁾に至っている。かくの如く特権化した大沢文助は、農民的商品生産流通につらなる織屋、在郷商人等と利害関係を異にするに至り、領主側より、この地方の結城・棧留縞を大坂へ「売捌之仕法」について尋ねられた際、「仲買共織屋共に
 おいて如何心得候哉 誠之外人氣立詰り 私共より仕法等申上候へ私欲のた
 免に奉願候様ニモ汲取 村々において其職之者共集会等いたし 畢竟相嫉」

むという対立関係に立っている。したがって「私共右締筋之儀ハ不行届と奉存……五月（天保3年）中一旦奉申上候仕法之儀 是迄ニ而御用捨被下置」たいと辞退している。大沢文助が、嘉永の株仲間再興後、棧留縞江戸積株をもつ「熟談組」に加入したことや、安政期、加納藩内の織屋達より、棧留縞を購入していること等については後に述べることとする。

亀屋（渡辺）伝右衛門は、元禄末期以後、酒屋および質屋営業をしているが、文化初年より天保初年頃まで、綿業に関係してくる在郷仲買商人である。天明～天保期頃、「棚卸帳」にみる「店有物」は「総金」の20～30%を前後しているが、文政元年には、その「店有物」のうち、「実綿、縞、総糸」等綿

第7表 「綿之差引」勘定（亀屋伝右衛門家）

		文化10年 (1813)	文政6年 (1823)	天保2年 (1831)
店有物		138兩	437兩	1,217兩
主 な 内 訳	繰綿	325貫	437貫	—
	実綿	153 "	—	—
	綿実	100 "	—	—
	縞	31反	695反	3,444反
	総糸	42貫	199貫	389貫
	赤指糸	—	3,300把	10,700把
有金		5兩	40兩	4兩
貸金		22 "	95 "	48 "
計		165 "	572 "	1,269 "
預り金		1 "	59 "	136 "
差引残高		164 "	513 "	1,133 "

1. 文化10年は「綿之差引帳」より筆者集計
2. 文政6年、天保2年は鈴木正太郎氏の集計

第8表 土地所有高の変遷（亀屋伝右衛門家）

明暦2年	享保2年	天明期推定	文久期推定	明治9年
反 1.7	反 13.4	反 19.9	反 29.6	反 30.7

抛 明暦2年「検地帳」、享保2年「田畠覚帳」、天明、文久期は土地購入証文より推定、明治9年竹ヶ鼻村絵図より集計

業関係の占める割合は35%である。第7表は、「綿之差引帳」から集計したものであるが、文化10年「店有物」138両、文政6年437両（3.2倍）、天保2年1,217両（8.8倍）と、著しい伸びを示している。その内訳についても、繰綿などの綿類を除いて、縞、総糸、赤指糸等何れもその取扱量を著しく増大させている。このことは、当時のこの地方綿業の発展を反映しているといえよう。「縞木綿の原料である総糸を、町内、岐阜、名古屋、江州の仲買商人から仕入れ、これを在地の織屋に売り、織屋からは木綿縮（棧留、菅大臣、結城縞）を仕入れ、これを前記の商人に売捌……実綿については、近村から仕入れ、それを繰綿にして松阪方面へ売り捌いていた⁽⁶⁾」のであるから、この地方綿業の発展を背景として、在地市場は勿論、遠隔地市場にもつらなる在郷仲買商人といえる。しかしながら、「天保期をすぎると、こうした経営は急激に縮少し」ており、第8表土地所有高の変遷からもわかるように、幕末期、次第に土地を集積して、高利貸的地主となっている。それは後述する如く、天保期頃を画期として、この地方の綿業関係の市場構造が、上方や江戸を対象として大きく転換したために、万屋的在郷商人の域を脱しきれなかった亀屋が、新開拓の流通ルートにのり得なかったことによると思われる。

布屋（木村）助右衛門は文政6年の開店であり、亀屋伝右衛門より約20年おけている。しかし亀屋と異なって、この地方綿業の発展を基盤として急速に経営を拡大し、総糸、繰綿、後には蚊帳をもとり扱う専門的在郷仲買商人となり、市場構造を大きく転換させた天保10年頃には、後にも述べるように、「尾濃総糸御仲買衆」の1人となり、中央特権問屋である「大坂総糸

第9表 「棚卸」勘定 (布屋助右衛門家)

		文政7年 (1824)	天保元年 (1830)	天保6年 (1835)	天保11年 (1840)	弘化2年 (1845)	嘉永3年 (1850)	安政2年 (1855)	万延元年 (1860)	慶応元年 (1865)	明治3年 (1870)	明治8年 (1875)
店	綿	1.2 両	8.1 両	128.1 両	126.3 両	90.3 両	236.0 両	353.2 両	207.3 両	246.2 両	814.2 両	343 円
	総	7.3	10.2	50.2	98.3	576.0	440.2	566.1	189.0	571.0	93.2	441
有 物	蚊帳	—	—	—	—	—	—	61.2	240.0	13.2	223.0	670
	その他	炭ぞり 1.3	木綿米 4.3	粕結城布米 38.1 赤穂嶋	木綿米 5.3	木綿結城米素袍 50.3	綿木綿素袍 10.1	木綿結城 1.3	素袍 4.2	—	米大豆 1,092.0	—
	計	11.0	23.2	217.0	231.1	717.2	686.3	983.0	641.1	831.0	2,223.0	1,454
有 取 貸	金 替 金 等	2.0	25.2	133.1	508.1	1,009.3	578.0	313.2	843.3	1,761.1	1,488.2	3,925
計		13.0	49.0	350.1	739.2	1,727.1	1,264.3	1,296.2	1,485.0	2,592.1	3,711.2	5,379
借 預 り 金 等		0	0	222.1	384.2	639.1	252.0	169.3	172.0	662.0	1,608.3	4,118
差引残高		13.0	49.0	128.0	355.0	1,088.0	1,012.3	1,026.3	1,313.0	1,930.1	2,102.3	1,261
備 考	店1	店1	店1. 蔵1 三州総 15両	店1. 蔵2 三州総 紀州〃 地〃 地(大 垣)350匁 計 9匁300匁	店1. 蔵2 越前丸木 2匁 京㊦ 防州 3匁 地もの並 大垣 23匁 紀州 6匁	店1. 蔵2 大垣総 11匁 地総 4匁 西国総 11匁 縹綿 3匁 実綿 153匁	蔵3 大垣 7匁 西国 33匁	蔵3 地総 8匁 西国 3匁	蔵3 地総 17匁 西国 23匁	蔵3 地総のみ 5匁 大豆 296匁 米 796 〃	蔵3	蔵3

1. 比較に便宜のためすべて換算して金価格で表示した。但し明治8年は円
2. 備考欄は店・蔵の数と総糸の名の出ているもの、その他を銀又は金価格で示した。万延元年以後の地総には大垣総も含んでいる。

問屋仲間」と大量な取引をなすに至っている。それ以後、この地方の代表的な総糸、繰綿、蚊帳等を取り扱う在郷仲買商人として、その経営は明治30年におよんでいる。文政7年から約5年毎に、明治初年までの「棚卸帳」を整理したのが、第9表である。

「店有物」の合計金額と、「備考」欄の「店」、「蔵」の数を一見するのみでも、天保期から幕末、明治初年にかけて、その経営を急速に拡大していったことを知ることができるであろう。ここでは、天保～弘化期頃までを主としてみておけば、まず総糸については、「三州総」や「越前総」⁽⁸⁾もとり扱っているが、天保11年からは、「紀州総」等の「西国総」が多くなっている。これは、三州や北陸市場から手を引いて、「西国総」を大量にとり扱う「大坂総糸問屋」⁽⁹⁾と結んで、「西国総」特に紀州日高郡産の総糸を購入し、この地方の織屋に販売したことがわかる。こうした遠隔地間流通による総糸購入と

第10表 天保13年総糸・綿相場（1両ニ付）

		買	売	
総	上 糸	7 0 0 匁	6 8 0 匁	
	中 糸	9 0 0 "	8 8 0 "	
	下 糸	1 貫 1 0 0 "	1 貫 0 8 0 "	
綿	上 繰	2 " 3 0 0 "	2 " 2 7 0 "	
	木 綿 繰	2 " 4 0 0 "	2 " 3 7 0 "	
	中 入 綿	{ 上	3 " 5 0 0 "	3 " 4 5 0 "
		{ 下	4 " 0 0 0 "	3 " 9 5 0 "

拠 「覚」（木村助右衛門家文書）

第11表 土地所有高の変遷（木屋助右衛門家）

寛政 8 年	天保 10 年	嘉永 2 年	明治 8 年	明治 12 年
石 6.1836	石 9.6287	石 11.6022	反 31.822	反 34.024

拠 「記録」「田畠控帳」（同上文書）

共に、竹ヶ鼻を初め美濃縞地帯で製造される「地総」や「大垣総」もかなり大量に購入されており、この地方の織屋が「地総」も多く使用していたことを知ることができる。次に繰綿は、近村から実綿を仕入れ、「綿繰人」を使って繰綿とし、近江商人により、伊勢方面へ売り捌いていたようである⁽¹⁾。以上にみてきた「総糸」や「繰綿」は、当時（天保期頃）第10表にみる相場で売買されている。

こうして布屋は、興隆してきたこの地方の綿業を基盤として、寛政8年6石余（第11表）という中農層から出発し、文政期、主として総糸、綿をとり扱う在郷仲買商人となり、天保期には「尾濃総糸御仲買衆」として遠隔地間流通にもつながる上昇を示したのであるが、なお大量の「地総」を購入して在地の織屋に売っており、周辺綿業農村と密接な関連をもつ典型的な在郷仲買商人といえるであろう。幕末維新时期頃、盛んに土地を集積して3町余の土地所有者となっているが、仲買商としての営業規模からみても、耕種農業には殆ど携わらず、地主化していたものと思われる。

B. 領主の統制

以上は、寛政期初め頃部分的にはマニュファクチュアを分出する程の小商品生産の発展を示したこの地方の綿業が、化政～天保期においてさらに地域的に拡張し滲透していった頃の商品流通を、主として在郷商人の発展を中心としてみてきたのであるが、ここではこうした綿業の商品生産・流通に対し、領主側は如何なる対策をうち出し、農民、織屋等は如何に対応していったかをみていこう。

寛政3年、尾張藩では「綿布役」銀を案出し、領内の14才から60才の婦女子に、持高に応じて、綿布1尺ないし6尺の代銀を徴することとしている。文化4年には、棧留縞の織屋株制度を設け、「老ヶ年機子老ツニ付運上銀三匁ツツ上納」⁽²⁾させることとした。これらの政策は、この地方における綿業の興隆に着目した領主側の、殖産興業と収奪による財政補填策であった。

また当地方綿業の商品流通面での領主側による統制の最初とみなされるも

のは、上述の機株創設と同時に行なわれ、「棧留縞問屋」、「仲買」、「取締役」、「江戸積問屋」等が設置されることにより、綿業における領主的流通機構が整備されている。⁽¹³⁾ すなわち、「是迄織屋の勝手次第売捌候分今後より為都而問屋へかゝり商ひ取組」むよう、「御城下(名古屋)麻屋吉左衛門・菱屋喜兵衛・福田新田栄之助 棧留縞問屋御免」となっている。「棧留縞中買」には「濃州竹ヶ鼻村三十郎 長吉」の兩人が命ぜられ「織元を他所問屋へ売捌方世話并縞代金受取渡等之義引受取扱 ……模寄村々之義已来右兩人にかゝり商ひ取組」むようにさせている。また先の機株制度創設に際し定めた「運上銀指出方」等の「取締役」には、「(名古屋)堀詰町円蔵・鉄砲町半六并奥村孫兵衛」が任命された。従来は呉服屋、木綿問屋が勝手に「棧留縞江戸直積」をしていたが、その問屋株は「御城下万屋町 美濃屋勘七、菱屋源助、横須賀村 村瀬彦助」の3人に免許された。なお当時、以上の他に「吹原九郎三郎・水口屋伝兵衛・麻屋元右衛門」等が、棧留縞問屋を免許されていた。⁽¹⁴⁾

以上みてきたように、在地および江戸などの遠隔地市場に対し、農民的商品生産流通から得られる農民側の利益を、一括領主側に摘みとるべく、領主的流通機構を整備したのであった。しかしながら、この藩側の政策は、「織屋の老反ニ付運上銀五厘ツゝ指出」せば、領主の任命した特権問屋、仲買の手を経ず、「織屋の直売致候而も不苦…」という極めてゆるい統制であった。このことは、当時この地方の綿業に関する農民的商品生産・流通の発展が、領主的規制によって、完全には掌握できない段階に達していたことを示すものと思われる。したがってこれ以後も、領主的流通機構の網の目をくぐって、織屋、農民達が巧妙に、特権商人の手にかからず、直売りすることによって利益を獲得していったであろうことは、十分想像されるところである。

なお、あくまで自然経済に立脚し、本百姓体制の維持、封建貢租確保を意図する幕藩領主は、興隆する綿業などの商品生産を、自給的な農家副業におさえようとして、屢々触書、禁令を出している。例えば、天保改革の一環として、美濃郡代は天保13(1842)年、次の如き触書を出している。⁽¹⁵⁾

百姓之身分ニ而 煮売居酒 又者小商ひ織屋等之 余業專要ニ相稼候者有之……自ラ耕作怠り 次第ニ地味者相衰ひ 年毎違作請 終ニハ御年貢未進等も出来候様成行……其上織屋稼者多人数機織女差置候儀ニ付 自然与村内若もの共心得違 不取締之筋も間々出来候……依之織屋稼を相止メ 其余小商 織物等いたし候共 全く農業作間之すぎ己ひニ相稼候義ハ格別農業を捨置 本業同様ニ相稼候者 百姓之本意を失ひ 農民之ある間敷事ニ候…

こうして、専業の「織屋稼」を禁止すると共に、「居村ハ勿論他領之織屋へ 機織奉公子飼等ニ差遣候儀決而不相成」と、「機織奉公」を禁止、さらに、「抱人いたし織屋いたし候儀者勿論 引織屋ニ而も決而不相成⁽¹⁾」と、「引織」まで禁止するに至っている。

こうした政策は、幕藩体制解体過程での本格的危機の進行に直面し、幕藩領主がこの体制の存続を意図する、いわゆる封建反動であり、あくまで領主的土地所有の確保、強化をめざす農村対策なのである。しかしながら、当該階における、この地方の綿業を中心とする商品貨幣経済は、農村に広く深く滲透し、その社会的分業の展開と脱農民化の現象は著しく、かかる幕藩領主側からの法令による抑制は、到底実施し得ない状況に達していたのであり、こうした農民的商品生産ないし流通の発展は、幕藩封建体制を、その基盤からつき崩していく原動力ともなったと考えられる。

註 (1) 丹羽・船戸『前掲書』第2章

したがって、「特権的遠隔地商人→局地内商人→農閑余業農家という型態で上からの需要の増大につれて社会的分業が形成された」（林「尾濃綿織物地帯における商品流通の展開」『歴史学研究』第219号, p. 19）とする見解にも、また抽象的段階の法則である局地的市場圏理論を、具体的な尾西綿業に適用し、一宮三八市場を中心とする「局地的市場圏」の発展を、やや過大評価される傾向（塩沢・川浦『前掲書』）にも、この点に関する限り、反対である。

(2) 塩沢・川浦『前掲書』p. 67～9

(3) 林『前掲書』第二章

(4) 「御尋ニ付御違奉申上候」, 「旧名古屋藩石河佐渡殿江調達之儀御尋問御答書」

(菱田銚三氏蔵文書)

- (5) 「御尋 = 付奉申上候 (天保3年) 辰七月」(同上)
- (6) 鈴木正太郎「在郷商人亀屋伝右衛門の商活動」(『岐阜史学』第50号)
- (7) 「文政六乙未春二月廿五日店開」(「記録」木村助右衛門家文書)
- (8) 「越前丸木」商人や三州商人「糸十」等の名がみえている。(天保11年, 弘化2年「棚卸帳」)
- (9) 「大坂総屋徳兵衛」, 「大坂伊丹屋藤兵衛」, 「同丹波屋与兵衛」等の名がみえるが(天保11年「棚卸帳」), これらは皆, 第IV節でみる「大坂総糸問屋」である。
- (10) 前掲帳によれば, 「綿繰人」に「先かし」をしており, 「江州忠左門」等の名がみえている。
- (11) 『地方雑書』
- (12)(13) 「可見郡差座村庄屋留書」(安八郡輪之内町大藪 片野温氏蔵文書)
- (14) 塩沢・川浦『前掲書』p. 133
- (15) 『平田町史』上巻 p. 231~2
- (16) 「天保十三年 御用日記 舟原陣屋」文書(森義一氏蔵), なお加納藩でも, 既に天保10年, 「他領より引織一切」禁止されている。(「覚」下佐波 青木家文書)

IV. 商品流通の展開と市場の拡大 (そのII)

(天保以降幕末期)

前にも述べたように, この地方の縞木綿, 総糸等の商品流通には, 天保期以前, 棧留縞の「江戸積」も行なわれたが, 北陸, 信州, 近江商人等の仲介によって遠隔地間流通につながる量が, かなり大きいものがあった。やがて, 濃尾の綿織技術を導入して, 北陸越中の棧留縞生産が増大すると共に, 凡そ天保期頃を画期として, 北陸商人等の活動は後退し, 濃尾綿業の商品流通の主体は, 江戸ないし上方方面に大きく市場を転換し, 拡大されていった。天保期以降幕末期に至る, この地方の綿業を主とする商品流通を, 総糸と縞木綿とに分けて, みていくこととする。

A. 総糸の流通

当地方の縞木綿の原料である総糸は, 前に布屋助右衛門等の在郷商人の活

動をみたときに述べたように、在地で製造される地綿も使用されたが、この地方の綿業の発展は、それのみではまかないきれず、西国綿（主として紀伊日高郡産）が、かなり大量に使用された。

天保3年9月、濃尾の綿糸問屋、仲買人達が、尾州藩へ訴えた、「御内願下書」⁽¹⁾について検討してみよう。加納藩領の濃州川手村市郎次は、同年8月、「大坂表ら小堀屋并金屋両家之もの共ト馴合 西国の綿糸多分ニ引請 右両家の手代共拾貳三人罷越 新規ニ出店相調 大金を以手広ニ商売相初メ」たのである。すなわち、大坂の大特権綿糸問屋である「小堀屋并金屋」は、はじめ岐阜か笠松に出店をつくろうと交渉したが失敗し、前記「市郎次」と結託して、「永井様（加納藩主）御屋敷江出願……出店相調 大金を以手広ニ商売相初メ」たのであるから、大特権問屋が、領主権力を背景に、大量の西国綿糸を領主的流通コースにのせて、濃尾地帯に売り込んだということがわかる。

そこで、窮境に立たされた、農民的流通コースにつらなる在郷の綿糸問屋・仲買商人達＝「岐阜表ハ勿論近郷并名古屋表一統右商売仕来之もの共百拾軒余」は、はじめ直接加納藩に訴えたが、「兎角ニ遠国もの江御心添、近郷多勢之手前聊御情ニ無御座…」と成功しなかったので、尾州藩権力をかり、その「御添翰」を得て、再び加納藩に出訴しようとしたのである。

その際の理由として、この文書は次の如く記している。

元来西国之綿糸ハ悪敷ニ而直段も下直ニ有之 名古屋表ニ而出来之糸ハ上出来依而ハ直段茂高直 右ニ付西国糸を以名古屋糸ニ仕立直シ 手段を以不実之取引仕候ニ付 自然と名古屋出来糸不取引ニ相成 御屋敷様内御内職之御方様迄茂格別御迷惑 旁以惣方之難渋ニ御座候

尚又棧留縞織屋商売之もの共ト馴合 右綿糸と棧留嶋取替いたし 請取候嶋ハ江戸表江相送り申候 右嶋御当地江送り商ひ之儀ハ 前々株ものニ而 別紙名前之通り廿八軒ニ相定り有之 右ニ付株主の尾州様御役場江夫々御運上茂年々上納仕居候 然ル所右出店我意ニ江戸送り迄仕候段 不

埒之至何分心害千万ニ奉存候…

要約すると、第1に、質悪く安い「西国之総糸」を、上質で高値な「名古屋糸」＝地総に仕立て直して取引きするので、地総は不取引となり、領内の内職の者初め惣方は難渋している。第2に、総糸と交換して「棧留縞」を江戸に送っているが、尾州藩では28軒の間屋商人が、縞江戸積株に指定され、運上銀も年々上納しているが、出店は無株で、勝手に縞を江戸に送っているというのである。

ところで、この「内願」の結果、大坂特権総糸問屋の「出店」や、それと結託した「川手村市郎次」がどうなったかは不明であるが、在郷的総糸問屋、仲買商人達によるこの排斥運動が成功しなかったことは明らかである。

次の「記録」をみよう。

北方御陣屋に被仰尋候書附之写

一、西国筋に積登り候国産総糸

大坂表

金屋権兵衛

小堀屋武兵衛

米屋甚助

総屋徳兵衛

丹波屋半兵衛

右五人の者定問屋ニ相成 以来此五軒之外ニ而 糸買合致候儀者 差留ニ相成候而も差障り之筋ハ無之哉 織屋共糸商賣之者江不沖様申聞 実意ニ取調 差障り有之候ハ、其訳書附ヲ以 来月二日迄ニ必可申出候 此状承知之上 村下ニ令印判早々相廻し納所可返候

丑 五月廿五日
(天保12年)

荒 喜 蔵

即ち先にみた大坂特権総糸問屋「金屋」、「小堀屋」は、他の3軒と共に、尾州藩北方陣屋より、西国総糸をこの地方に売却する「定問屋」に指定されているのである。

この5軒の「定問屋」が、藩より指定される迄には、大坂の「総糸問屋仲間⁽⁴⁾」と、前節でみた布屋助右衛門を初めとする濃尾の総糸木綿仲間⁽⁵⁾買商人達との間に、天保10年頃より屢々交渉がもたれている。「大坂総糸問屋仲間」は、「近来綿相場高下荒 右ニ連 総糸相場前代未聞之高下ニ付 既ニ当(天保10年)夏以来家別不容易損失……是迄之御商内振ニ而ハ迎も永續之御取引難相成……銘々共打寄談合……仕法書」を作製して、濃尾の総糸木綿仲間買達に送り、意見をきいている。天保11年には、「両地総糸賣買取締」に関し、江戸より「仲間惣代」3人が派遣されて「熟談」し、翌12年6月には、次の如き「約定」書をと리카わすに至った。

為取替添約定之事

一、向後貴地御仲間之外江商内致問敷候 若一熟意合之方江商内仕候ハ、総糸老太ニ付 銀四拾匁ツ、無相違出銀可仕候 万一其節ニ至 彼是申候ハ、如何様敵御取斗被下候共 一言申分無御座候 為其添約定一札連印仍而如件

天保十二年

(大坂総糸問屋仲間)

丑六月

連 印

右其余之儀者 先規定之通堅相守可申候 万一相守不申候ハ、如何様敵重之御取斗被下候共 取障無御座候仍而如件

私儀者当地ノ買下之儀ニ付 総糸老太ニ付銀貳拾匁ツ、出銀可仕候 尤国方ノ直に荷もつ引受候節ハ 本問屋衆中と同様ニ 銀四拾匁ツ、無相違指出し可申候 已上

菱屋徳兵衛印

大坂総糸問屋仲間は、尾濃総糸仲間以外とは取引きしない。若し「熟意合之方」と取引きするときには、「総糸老太ニ付銀四拾匁ツ」支払うというのである。

ところで、前述の「定問屋」の指定に外れた大坂総糸問屋仲間の4人は、布屋助右衛門初め5人の濃尾「総仲間衆」に書状を送り、「約定」が決定さ

れたことに感謝するが、「尾州様御領分江総糸賣捌之定問屋株 当地仲間之内五軒」に指定されることには承服できないとしている。今後の取締方や賣荷物のことなど、厳重に規定する「御固書」まで出来ているのに、「当仲間存外之仕向方剩 銘々之商賣可差留工ミ 右願主之方々（定問屋に指定された五軒）江ハ已来難相受候ニ付 当所仲間組合破談可仕儀」となっている。若し願主5軒が「定問屋」に決定するならば、「無抛 外賣之衆中江遂示談」げ、西国総糸を、「御領分江賣込候趣向」であると述べている。この地方への総糸賣込み競争の激しさと、領主的商品流通機構の中核にある大坂特権問屋仲間内での利害関係よりくる不統一とを物語っている。

以上、天保期の主として総糸流通に関する2つの史料の検討から、①濃尾地方綿業の著しい発展は、上方・江戸を主対象として市場が転換、拡大されたこと。②総糸流通については、農民的流通コースによって、地総も大量に使用されたが、西国総糸（主として紀伊日高郡産）は、大坂総糸問屋→濃尾総糸仲買人→織屋と売り込まれ、生産された縞木綿は、総糸と交換に再び上方問屋商人の手を経て、江戸に販売されたこと。③天保期のこの段階においてはなお、後にみる縞木綿の場合と同様に、全国的市場に結びつくためには、領主的商品流通につながる特権的商業資本の媒介が必要であったこと。等の事態を把握することができる。

ところが、弘化期頃になると、西国総糸は上方特権商業資本の手を離れて、生産地と直結し、濃尾在郷の大問屋商人により、全国的市場に結びつくという、新しい商品流通が展開されてくるのである。

紀州日高総糸の濃尾地方への直搬入については、弘化2年より、紀州役人が笠松に来て交渉に奔走しているが⁽⁶⁾、翌3年、厚見郡下佐波、青木久八、同郡加納、尾関仁兵衛兩人が、それぞれの所持地、建物を「根質」として、加納御園町に「紀州御国産総糸賣捌所」設立を認可されている。その間の事情は、兩人の設立に関する「乍恐奉願上候覚」⁽⁷⁾に明らかである。

御国産総糸年来尾濃両国ニ而結城棧留ニ日高と名付候総糸 専ニ相用織

立渡世罷在候 右総糸之儀 是迄御国々京都大坂江御弘ニ相成 夫々手越
ニ当国江買取引仕候 右ニ而ハ其筋之商人共不都合ニ付 何卒右総糸濃州
御園町ニ而売捌キ候様ニ相成候ハ、 其筋之者共一同都合能取引仕夫々売
捌方手広ニ可相成と奉存候ニ付 私共願主役場江も内々伺合セ候処差支之
義無之ニ付 何卒私共江捌方被仰付候様…

と願い出ている。即ちこの地方で織り出される結城・棧留縞に使用する日高総糸は、従来京都・大坂の特権商人の「手越」で取引してきたので、領主的流通機構にかかる独占的流通費用に搾取され、それだけ在地の織屋、商人等に「不都合」となるので、特権商人を排除して直接取引したいというのであるから、この地方綿業の農民的商品・生産流通の発展は、今や中央の特権商人支配を脱して自立するに至ったことを意味し、それだけ従来の領主的流通機構は、解体させられていたとみなしてよいであろう。しかしこの兩人は、当時かなり特権化していた地主、豪商であり、冥加銀として、「総糸沓駄ニ付銀五匁宛」を、「紀州藩」とその京都出張所である「志賀谷御用所」および「加納藩」へ上納していることからみて、彼等が在地の間屋商人であるとはいえ、領主権力との連繫も考慮すべきであろう。

こうして紀州日立総糸の「売捌所」を開設した在地間屋商人青木、尾関等は、日高郡藤井村、嶋村、塩屋村等の「総元」とも屢々直接交渉を持ち、弘化3年9月より受荷を開始している。⁽⁹⁾翌4年6月分は「総糸七駄半」、7月以降は「月々拾駄ツ」と契約し、さらに日高産「梓ぬき総」の送荷まで願っている。ところが当時、「尾濃両国⁽¹⁰⁾之綿作……近年稀成豊作ニ付」、8月頃より「日々総糸太もの之分下落……今般御差送り被下候直段ニ而ハ 御引合ニ相成不申候間 其儘ニ御預リ申置」くこととなり、「九月分返納利納等之儀一円御捨置ニ相成」る状態に陥り、さらに紀州藩からの加納藩の借金返済が滞るといふ悪条件も加わって、⁽¹¹⁾嘉永元年の初め頃には、青木、尾関兩人とも、日高総糸の取引から、完全に手を引いているのである。

かくして幕末期から明治初年にかけて、濃尾綿業に総糸を供給したものは、

前節でみた布屋助右衛門の如き、典型的な在郷仲買商人として出発し、農民的ルートによる地総も大量に取扱うと共に、そうした在郷商人、織屋、農民を連結する、いわゆる農民的商品生産、流通の発展をあくまで基盤としながら、さらに中央市場をも開拓して、西国総糸の取引にもあたった在郷の商人達であった。第9表により、この時期の布屋助右衛門の経営を今一度みておけば、安政期からは、これまでの「総」、「綿」の他に「蚊帳」を取扱っている。竹ヶ鼻では、既に寛政期頃、盛んに蚊帳を製造し販売していたことは、

第12表 営業内容（布屋助右衛門家）

	綿方	蚊帳方	総方	合計
明治12年	4,274円	946円	588円	5,808円
13 "	3,395	815	958	4,168
14 "	2,036	479	1,650	4,165
15 "	1,890	480	1,182	3,552

1. 明治15年3月～16年2月				
	(販売数量)		(代 価)	
綿	615貫660		1,172円79銭	
総	352"630		979"53"	
2. 営業税(手数料共)				
明治15年度		10円37銭6厘		
" 16 "		8"09"0"		

第II節でみたのであるが、揖斐地方から出荷された麻布(天保期頃、年額数万反)を、農家副業として蚊帳に仕立て、布屋などの在郷商人の手によって、「竹ヶ鼻蚊帳」の名のもとに、全国市場に搬出されたのである。⁽²⁾

明治3年にかなり大量の「米、大豆」が取扱われているが、第12表をみてもわかるように、例外的なものと思われ、綿、総糸、蚊帳が主要な商品であった。なお布屋助右衛門は、明治14年2月、竹ヶ鼻に創業された美濃綿会社に入社(1株10円、50株入社)して⁽³⁾おり、またこの頃繰綿を主として近江商人

との取引が顕著である。¹⁴⁾

B. 美濃 縞 の 流 通

天保初年縞木綿の流通においても、先にみた総糸流通の場合と同様に、領主的商品流通機構につらなる京都の特権問屋である「住吉屋」、「金屋」、「伊勢屋」の3軒が岐阜に「出店」をもち、農民的商品経済につらなる在郷の間屋、仲買商人、織屋等との間に、農村に広く深く滲透していた濃尾綿業から得られる成果をめぐって、激しく対抗している。¹⁵⁾

乍恐奉願上候口上之覚

一、私共儀御蔭を以棧留縞問屋商売仕来候処 京都ノキフ表へ住吉屋、金屋、伊勢屋と申者出店仕 無株ニ而追々江戸表問屋向江申馴合ひ 種々謀斗相工 運上相勤候私共并織屋共及難渋候取斗仕候者共ニ御座候 元来右三軒之者共義ハ 前件奉申上候通 当地ノ江戸表へ直送り問屋株等一切無之者共ニ御座候処 京都ノ之送り株を以、猥ニ荷物江戸表江積送り 御運上問屋日々差支ニ相成 私共義ハ不及申上 織屋共ニ至迄 此未如何成行候哉と心痛仕候 依之乍恐今般不得止事 ケ条書を以 左ニ御願奉申上候

即ち、これら3軒の特権問屋の出店は、濃尾綿業地帯で生産される縞の江戸「直送り問屋株」を持っていないのに、「京都ノ之送り株を以」て、江戸積をしているので、在郷の運上を納めている問屋や仲買商人・織屋にまで打撃を与えたとして、尾州藩に訴えたのである。

以下長文なので、要点をまとめてみよう。

(1)正金勘定をせず、小判一両を銀61匁立にしたり、差引残銀1分以下は、銀1匁を銭100文立で渡すので、織屋・仲買は難渋している。

(2)織屋が京店3軒へ縞を入れる際は、1反につき、銀15匁位といって大量に持込ませ、決済の時には、全国的に下落したとして、13匁位で勘定しいる。

(3)問屋は、縞類買上げの時は、代銀米札で支払い、他領へ売る時は正金を受取っているのに、京店3軒は利徳を正金で京都本家へ送っている。

(4)「先達而工を以て」尾州領の者へ「凡金高六千両程も損荷を」かけている。

(5)従来江戸積問屋の運上銀は、縞1箇につき3匁であったが、京店3軒たくらみにより、金1分2朱となっている。

(6)織屋で潰れたり、減機したりして、藩への運上も減少し、年貢引当にしていた織屋達も難渋を極めている。

かくの如く、京店3軒のため、甚だしく「御領分之衰微」となっているので、「早速岐阜表御引払ニ相成候様」にと、願い出ている。それは幕藩領主的流通機構につらなる、中央からの大特権問屋商人に対し、在郷の間屋、仲買、織屋達が一斉に、その排斥運動を展開したのである。しかしながら、尾濃綿業における農民的商品経済の著しい発展をみたこの段階においても、「損荷」だけでも6,000両程もかけたという、莫大な量を取扱った特権問屋商人に対し、「非力之織屋共御上様江出願仕候程之手立も無」い状態なのである。「糸糸の流通」においてもみた如く、天保初期、農民的商品生産物を大量に中央市場に持ち込むためには、なお中央特権問屋の手を借りざるを得なかった事態を、把握し得るのである。こうした京店3軒が、その後、如何なる変遷をたどっていったかについては、後述する。

天保13年末以後、幕府は天保改革の重要な一環として、全国的に株仲間を解散した。天保改革の歴史的性格は、第Ⅲ節B「領主の統制」の箇所⁽⁶⁾で述べたように、封建的反動ではあるが、単にそれのみに止まらない。それは国内において、農民的商品生産流通の発展、農民的土地所有の前進による階級矛盾の激化が、本格的な封建危機を醸成しており、資本主義列強の近接という対外的契機が、反体制側と結びつくことを恐れた幕府が解体過程にある幕藩体制を維持していこうとしてとった政策である。株仲間の解散は、三都市場を中心として、全国的に形成されていた特権領主的流通機構からは、今や農民的商品経済の成果を十分に摘みとり得ないとの認識から、旧来の独占体系を解体して、農民的商品経済の成果を体制的に掌握することを意図し、全国市場の再

編成と、それによる低物価政策としてなされたものとみなしてよいであろう。

尾張藩では、株仲間停止の後、天保13(1842)年に国産会所を設立している。これは、従来の株仲間にかわって縞木綿を江戸へ積送し、自由な国外移出を禁じ、代金も為替で決済する専売制度であり、領内の生産と流通を全面的に掌握し、全利潤を藩権力によって吸収しようと図ったのである。しかしながら、在郷商人や織屋達は、この厳しい統制に対し、「夜中船積」や「隠積」などの根強い抵抗をくり返し、こうした農民的商品流通機構の実力のために、嘉永6(1853)年、他領移出禁令の解禁となり、国産会所は廃止されるに至ったのである。¹⁷⁾

この2年前、嘉永4年には、幕府より株仲間再興令が発令されている。この法令の重要な意義は、それが天保の株仲間停止令以前の状態に戻そうとしたのではなく、旧来の株仲間に、これまで領主的流通機構に対抗していた上層在郷商人を新しく参加させ、農民的商品経済の成果を掌握しなおそうと意図した点にある。当地方では、嘉永の再興令後、「貳拾六軒熟談組」が結成されている。これは江戸の縞特権商人である「太物問屋」と「白子組」に連繫する「結城・棧留縞買次職」の江戸積株仲間である。停止令前の株仲間である「古組」に、上層在郷商人的性格をもつ者を含む豪商達を「新組」として加入させ、結成されたものであり、尾張、美濃から伊勢におよぶ縞木綿流通を、全機構的に把握しようとしたものである。その背後には、当時この地方の結城・棧留縞の農民的商品生産が地域的に拡張し、尾州、加納、天領等の藩域を超えて共通の商品生産流通圏を形成していた事態を把握し得てであろう。

「貳拾六軒熟談組」は第13表の如くで、「古組」6人、「古組順席」3人、「新組」17人からなっている。この内には、これまで名前のでてきたものもかなりいることがわかる。尾張組の「古組」、「古組順席」の多くは、文化4・5年に問屋株免許となっており、「美濃組」の北方渡辺佐左衛門、同助左衛門、竹ヶ鼻の木綿屋(大沢)文助等についても、既に述べてきたところであり、岐阜の「佐吉屋」、「伊勢屋」、「金屋」は、天保初年頃の「京店三軒」

第13表 式拾六軒熟談組

尾張組			美濃組		
古・新別	住所	名前	古・新別	住所	名前
古組	名古屋	菱屋喜兵衛	古組	北方	渡辺佐左衛門
"	"	美濃屋勘七	"	岐阜	住吉屋宗兵衛
古組 順席	"	吹原九良三郎	"	"	伊勢屋定吉
"	"	伊藤次郎左衛門	"	"	金屋甚三郎
"	横須賀	村瀬彦助	新組	"	△紙屋利右衛門
新組	名古屋	大野屋多七	"	"	柏屋市藏
"	布袋野	村瀬甚左衛門	"	竹ヶ鼻	木綿屋文助
"	名古屋	安田彦兵衛	"	笠松	小見山又吉
"	"	日野屋次兵衛	"	今須	木田藤右衛門
"	"	駿河屋半七	"	加納	小金屋与右衛門
"	"	和泉屋良助	"	北方	渡辺助左衛門
"	"	綿屋源六	"	竹ヶ鼻	麻屋庄治郎
			"	岐阜	△村瀬宗兵衛
			"	"	幕屋宗吉

1. この26軒他に、「伊勢組」として「四日市山中伝四郎」「日永松岡忠八」「外=松坂家」を棧留問屋にあげている。
2. △印のついている者は当時（嘉永5年）休株
3. 美濃組「紙屋利右衛門」の住所は岐阜でなく加納である（森義一氏蔵、文政13年「棧留綿売渡代金滞出入」文書に上加納村御園町となっている）。また第14表の「紙屋利七」とは、同家であると推定される。

で、「京都へ送り株」で縞江戸積みをしていたのであった。新組17人の内には、木綿屋文助のように、かなり特権化していた豪商もいたが、縞木綿流通についての問屋株は持たず、各地縞木綿の農民的商品流通を代表していた上層在郷的問屋商人達であったとみなされる。

「熟談組」と江戸縞問屋との間で、とりかわされた「積荷規約」の内、重

要なものを、「江戸状之写」を参照しながらみておこう。

(1)「熟談組」は、江戸両組(太物問屋・白子組)問屋以外とは決して取引しない。たとえ親類・懇意筋といえども「無株之衆」と取引した者は、「古組之衆たり共買次職差止メ之事」として、この地方縞木綿流通に対する江戸問屋の独占を規定している。

(2)「相場高下之時」は、仲間相談の上江戸へ知らせ、勝手なことはしない。また「仕入」れについて、江戸問屋の方から、濃尾綿業地帯に「入込ミ相仕入」れるようなことはしない。「出荷物改メ」は「半田船=無限惣而」江戸問屋で行なう。

(3)商売を休むときは、「其株古組へ預り置」き、「譲り引勝手=」しない。「株式借貸一切」しない。

(4)「新組」が、「古組」と異なる点は、「白子一手積」みであることと、出荷の際「古組行司裏印を請」けることであったが、「裏印」の件は、後「白子表=而相改」めることとしている。次に江戸問屋の手を経ずに送る「通り荷物」は、「古組」には認められないが、「新組」には、「是まで年来被来候御取引 今更御止メ可被成候而ハ 御難渋之趣御尤=承知仕候 是迄被成来候分ハ御取引被成 新規之儀ハ御無用=可被成候」と述べ、「元銀高=応シ 壹分五厘口銭」を出すことによって、これまでの継続分には「通り荷」を認めている。このことは、従来東北地方まで遠隔地商業を開拓していた有力な在郷問屋商人を、株仲間再興によって「新組」に組み入れるに当たり、江戸縞問屋が一定の譲歩を行なって、その既得権を認めたことを意味している。

(5)「積荷規約」のなかで、全国市場との関連から重視すべきことは、全国の幕藩領主的商品流通の中枢ともいうべき、江戸特権問屋の独占が、この時期かなり弱体化していたことを示すと思われる条項が存在していることである。(イ)「中仙道ハ信濃堺 東海道ハ伊豆堺 右ノ東へ直売一切不相成候事」と、江戸問屋の市場範囲を明示して、他領商人の「直売」を禁止している。(ロ)「江州商人衆江売買被致候衆ハ貴地仲間欠株之事」と規定している。この

近州商人については、「其国々取入買立 他浦へ積入 相州などへ荷揚げ 当地（江戸）において無株之者并在方まで持歩行 都而紛敷荷物等有之於当地書上ヶ員数等ニ差支不取締ニ付 右等之仁江御取引被成候方へ 当地積株御断」りするというのである。即ち彼等は各国々へ「入込買立」て、相州などから荷揚げして、「無株之者共」が、江戸は勿論、「在方まで持歩行」き売り込んでいるのであり、江戸問屋商人の市場独占が、近江商人の商魂なくましい活動・攪乱によって崩されてきていることを知ることができる。

嘉永の株仲間再興令は、前述の如く、三都特権問屋を頂点とする旧株仲間に、上層在郷的問屋商人を新組として加入させることによって、全国的規模での幕藩領主的商品流通機構の再編成を意図したものであった。しかし幕府権力を背景とする全国的な領主的商品流通の中核ともいうべき江戸特権問屋も、上にみたように、「新組」商人への譲歩、市場圏を限っての他領商人の直売禁止、近江商人による市場攪乱等、かなり弱体化していた事態を把握し得るのである。

次にこの段階での、美濃縞地帯の縞木綿、主として棧留縞流通の実態をみておこう。第14表は、第Ⅱ節でみた加納藩内の「棧留出来数取調帳」（第5表）より、縞問屋・仲買商の集荷を中心として、加納領内で生産された縞木綿が如何なる流通形態をとったかをみたものである。

天保期頃まで、この地方で活躍した北陸商人は全くみられず、遠隔地商人では、江戸特権商人（太物問屋・白子組）が圧倒的数量を取扱い、次いで近江商人の活躍が顕著である。

安政5年の加納領織屋の生産高を示した第5表も参考にしながら、具体的に流通形態をみておくと、西下川手村の織屋金五兵衛は、棧留縞900反を生産し、それを加納領の千草治兵衛と、他領の岐阜 加子屋治右衛門、笠松 関谷多助、小墨屋市兵衛、田代 赤塚治左衛門に売っている。また次木村の織屋吉右衛門は、生産した1,200反の棧留縞を、領内で販売せず、竹ヶ鼻の布屋清右衛門に売っている。こうして加納領内の織屋は、生産した縞木綿を領内

第 14 表 安 政 5 年 加 納

問 屋		購 入		先	
		仲 買	織	屋	
○ 上加納御園町	紙屋利七 90,744反(巳) 47,722〃(午)	中川屋平兵衛 (上加納) 千草治兵衛 (〃) 山本屋喜平 (〃)	作兵衛	(北上加納)	
	紙屋治兵衛	山形屋半兵衛 (〃)	清助	(東鶉)	
○ 岐阜	浜田屋嘉助	中川屋平兵衛(〃)	初右衛門 由兵衛	(上西部 〃)	
	織屋治兵衛	〃 (〃)	仁八	(上川手)	
○ 〃	住吉屋宗兵衛	綿屋平八 (〃) 千草治兵衛 (〃) 山本屋喜平 (〃)	甚兵衛 篠田權右衛門	(上加納 上川手)	
	幕屋惣吉		常三郎 太右衛門 甚太郎	(日置江 〃 〃)	
○ 〃	紙屋宗兵衛	綿屋金平 (〃)			
○ 〃	嶋谷庄八	〃 (〃)			
○ 〃	加子屋治右衛門	〃 (〃)	清助 金五兵衛 儀兵衛	(東鶉 西下川手 〃)	
	竹ヶ鼻	布屋吉兵衛	〃 (〃)	孫吉	(下佐波)
○ 〃	大沢文助		小平次 彦七 清兵衛 与三郎 曾平	(日置江 〃 御茶屋新田 〃 下佐波)	
	〃	小見山又吉		初右衛門	(上西部)
○ 笠松	関谷源助	〃 (〃)	篠田權右衛門	(上川手)	
	〃	米屋作右衛門	山本屋喜平 (〃)		
	〃	関谷多助	〃 (〃)	彦三郎 金五兵衛 孫吉 清兵衛	(高河原 西下川手 下佐波 〃)
○ 北方	渡辺佐左衛門	〃 (〃) 千草治平衛 (〃)	甚吉	(日置江)	
	尾州桑野	緋屋金右衛門	〃 (〃)		
○ 新貝	織屋儀兵衛		仁八	(上川手)	
	〃	慶助	宇右衛門	(日置江)	
○ 京都	舛屋茂兵衛		仁八	(上川手)	
○ 江州外村	武兵衛	綿屋金平 (〃) 千草治兵衛 (〃)	作兵衛	(北上加納)	
○ 江戸	太物問屋 白子組 87,200反(巳) 46,400〃(午)	(上加納 問屋 紙屋利七より)			

藩 縞 木 綿 の 流 通

仲 買	購 入 先	
	織	屋
上加納	千草治兵衛 20,580反(巳) 13,075〃(午)	作兵衛 (北上加納) 甚助 (上加納) 儀兵衛 (西下川手) 金五兵衛 (〃)
〃	中川屋平兵衛 1,820反(巳) 1,110〃(午)	
〃	綿屋平八 1,675反(巳) 650〃(午)	
〃	山形屋半兵衛 1,500反(巳) 1,100〃(午)	
〃	綿屋金平 1,200反(巳) 750〃(午)	
〃	山本屋喜平 3,325反(巳) 900〃(午)	
〃	嶋屋安兵衛	初右衛門 (上西部)
〃	太 三	八右衛門 (日置江)
岐阜	田中屋利助	篠田権右衛門 (上川手) 徳右衛門 (上西部) 兵四郎 (下佐波)
〃	紅屋源兵衛	源兵衛 (東 鶉) 為蔵 (日置江)
〃	桜屋九郎右衛門	利蔵 (東 鶉)
〃	布屋吉兵衛	丈右衛門 (〃) 九右衛門 (〃)
〃	幕屋喜助	平左衛門 (〃)
〃	紅粉屋源助	伝次 (中佐波)
竹ヶ鼻	布屋久七	儀十郎 (御茶屋新田)
〃	木島屋茂七	為蔵 (日置江)
〃	布屋清右衛門	吉右衛門 (次 木)
笠 松	小墨屋市兵衛	金五兵衛 (西下川手)
〃 (田代)	赤塚治左衛門	〃 (〃) 為八 (日置江)
北 方	九郎右衛門	作兵衛 (上加納)
〃	津国屋代三	甚兵衛 (〃)
〃	渡辺宗右衛門	武兵衛 (次 木)

のみでなく、他領にも販売していることがわかる。

次に、金五兵衛、作兵衛、甚助、儀兵衛等の織屋から縞木綿を買い集めた千草治兵衛は、安政5年13,075反(安政4年20,580反)を領内の縞問屋紙屋利七の他に、岐阜 住吉屋宗兵衛、北方 渡辺佐左衛門、尾州桑野村 縮屋金右衛門、江州外村 武兵衛等に売っており、したがって彼は、遠隔地市場にもつながる有力な縞仲買商人である。彼のような仲買商人が、領内で6人程いたことがわかる。

こうした縞仲買商人から、そして若干を直接織屋から集荷した紙屋利七

1. 問屋には、熟談組、仲買を介して購入した者、美濃以外の商人を含めた。
2. ○印…熟談組(第13表参照)
3. 購入数量は(巳)…安政4年(午)…〃5年
4. 織屋の生産量は第5表参照(抛、棧留出来数取調帳)

は、「熟談組」に属し、同年集荷した47,722反(前年90,744反)のうち46,400反(前年87,200反)を江戸問屋に売っているのであるから、加納藩の領主的商品流通を代表する特権的縞問屋である。しかしこれまでみてきたことわかるように、領内の織屋や仲買商人からの縞木綿を独占的に買い占めていたのではない。加納領で生産される縞木綿を江戸問屋に売ったのは、領内では紙屋利七のみであるが、他領にもそうした「熟談組」に属していた者が6人もいることがわかる。

以上は安政期の加納藩における縞木綿の流通をみてきたのであるが、川浦氏もくわしく分析されているように、この段階におけるこの地方縞木綿の商品生産流通は、自領・他領を問わず、藩域を越えて拡張しており、一つの共通した農民的商品生産・流通の著しい発展が、従来の領主的流通機構を大きく掘り崩し、弱体化せしめていたという事態を把握し得るのである。

こうした領主的流通機構の弱体化を示す1例として、岐阜特権問屋、住吉屋宗兵衛の場合をとりあげてみておこう。住吉屋はこれまでも屢々みてきたように、天保初年の「京店三軒」の1軒で、第14表によれば、加納領のみでも、仲買4人、織屋2人から棧留縞を集荷しており、江戸問屋に積荷株をもつ「熟談組」の1人である。

安政6(1859)年6月、住吉屋は、濃州羽栗郡円城寺村 棧留縞織屋源三郎、尾州葉栗郡北方村 縞仲買九助の兩人によって、「棧留縞差送り候処巧取り退去仕候所存出入」で、訴えられている²⁰。

上記兩人は、住吉屋に縞木綿を送ったのに、代金を払わず、「縞類所々ニ而引懸ケ、京都江引取候兼而所存……私共ハ勿論仲問同様の類数多有之 いづれも驚入」り、縞代金を勘定するか、縞を返せと尾州藩奉行所へ訴え出ている。住吉屋はこの時、兩人初め「村瀬宗兵衛」、「吉右衛門」等7人で540両3分余の未払金と、源三郎は他に「直段も取極不申預け置いた棧留縞250反の出入りであった。これに対し奉行所は「全済可致候 其儀不行届候ハ、代呂物可差戻」と申渡しているが、住吉屋はそれができない事情を次

の如く答えている。

近來不景氣之上「災難等打続甚当惑仕居候折柄 先年ノ江戸表得意方ノ前金借請商売取続罷在候処 当春ノ積送り申候棧留縞代金に而前借之分引取 一旦返金可仕旨申聞 跡金貸渡呉不申候ニ付手違仕 依之追々不模通ニ相成 先繰相渡来リ候金子も自遅滞付候…

と、江戸問屋より「前金借請商売取続」けてきたが、貸さなくなったので、「先繰相渡来リ候金子も自遅滞」するに至ったと、その窮状を訴えている。そこで、「岐阜地并諸向懇意之族」に借金を頼み、営業を継続したいと努力しているのに、

縞仲買初縞屋共 多人数一同ニ押懸ケ…縞代金ニ不限 岐阜地其外諸向ニ而借金仕置候金主一統詰懸ケ 是又一時返済可仕旨申聞 敵敷応待仕候付……是迄相頼置候金子等も違変仕 金子貸渡呉候者無御座候ニ付 必須手繰差支当惑

している。「縞仲買初縞屋共多人数」のみでなく、「岐阜地其外諸向」からも、借金返済を迫られているのである。

格別之勘弁を以 何卒右借用金十ヶ年割済を以 受取呉候様仕度……只今達而金子可諸取旨申立候得ハ 無余儀右四拾箇之棧留縞初家財諸色ニ至迄 身代限諸金主江差出シ 分散割符を以済方相頼候ノ外 別段致方無いまでに追い込まれるに至っている。この「出入」の結果については、史料を欠くので不明である。住吉屋の例のみをもって、すべてに該当させることは、差し控えねばならない。しかしながら、前にみた如く、天保初年において、領主的商品流通につらなる彼等「京店三軒」は、在郷の問屋、仲買、織屋達に、「損荷」だけでも6,000両程におよんだという莫大な量を取扱ったのに対し、「非力之織屋共御上様江出願仕候程之手立も無」かったことを考えれば、その後の農民的商品生産・流通の著しい発展が、幕末のこの段階において、領主的商品流通機構を、ここまで解体へと追込んできたことを認めることができるであろう。

かくして尾張藩は、慶応2(1866)年12月、極度の財政難を少しでも補填すべく触書⁽²⁾を出し、「尾州濃州御領分ニ而織立候結城棧留縞」を「御蔵物」とし、「家内入用ニ織立候分」は除いて、「結城縞老反ニ付銀老分ツヽ棧留縞老反ニ付銀五厘ツヽ印料取立」て、縞木綿の自由売買である「地売他所売勝手次第」とするに至っている。

明治2(1869)年には、三都などに支所をもつ「産物会所」を名古屋船入町に設置し、その枝会所を一宮、竹ヶ鼻等の各地におき、結城・棧留縞初め諸産物を統括し売買にあたった。明治3年の「御触状留⁽³⁾」によれば、諸産物のうちでも、特に結城縞を重視したようである。従来結城縞を大量に「西京大坂表江出荷」してきたが、市場の「糸気に随ひ」、高値の時期をみて積荷する資金の融通がつかないので損失を受けている。「此度京大坂産物会所において為替同様取計……荷着之上は元直段六七分余既金相渡置 請勘定迄は日歩利等 荷主之相对次第為替取組出来」るようになったので、結城縞も出来次第、「名古屋産物会所又は模寄会所江相届」けるようにと指示している。

この「産物会所」は、尾張藩が、明治絶対政府の「殖産興業」政策の線に沿って、有力な地主・富豪を「御用達」、「御用懸り」等に任命し、諸産物を一括この会所を経由させることによって、商品流通支配体制を整備したものと見えるであろう。

註 (1) 前掲 下佐波 青木家文書

(2) 林氏は、「前掲論文」(『歴史学研究』No. 219 p. 18 補講)において、塩沢・川浦『前掲書』を批判し、「ここ(一宮三八市場)の総糸は尾濃の綿織地帯で全く消費されていない。消費されていたとしても少量にすぎなかった」とされているが、相対的に地総使用が西国総糸に劣るとしてもそれが誤りであることは明らかであると思う。また「国産総糸を使用しない理由」として、その「品質の不良」をあげられているが、この点もこの史料では、全く逆の関係に立っている。

(3) 前掲 竹ヶ鼻町 木村助右衛門家文書

(4) 本文に記した5軒の「定問屋」の他に、「丹波屋与兵衛」、「伊丹屋藤兵衛」、

「米屋惣兵衛」,「菱屋徳兵衛」,「綿屋重五郎」等がいた。

- (5) 前節でみた「布屋助右衛門」の他,「紙屋利七」,「三角屋助三郎」,「織屋利助」,「綿屋喜兵衛」,「織屋卯八」,「和泉屋友三郎」,「赤塚治左衛門」,「山本屋啓介」,「三角屋利兵衛」,「油屋卯兵衛」等がいた。このうち「紙屋利七」は,第13表にみる如く,棧留縞江戸積株をもつ「熟談組」に加入し,安政期には大量の棧留縞を江戸特権問屋に送っている。(第14表参照)
- (6) 「口達書」(『美濃郡代引継文書』岐阜県立図書館蔵)
- (7) 前掲 下佐波 青木家文書
- (8) 彼等が「御国産総糸売捌所」設立を願い出た時の「根質」は,青木久八が,石高165石余,居家1,土蔵2,尾関仁兵衛が,石高83石余,貸家5,屋敷2,土蔵4となっている。また『加納町史』下巻によれば,青木は「大庄屋,大元取,組元取」(安政7~文久4年頃)を兼任し,尾関は加納宿の「町年寄」を務めている。青木家及び下佐波村については,別稿にてくわしい分析を予定している。
- (9) 営業規模は明確でないが,弘化4年3月,青木久八より3,040両程,「志賀谷肝煎中」に送金されている。
- (10) 弘化4年8月頃より諸物価は下落し,米1両に2斗下げ,結城1反に3匁下げ,官代地縞1反に1匁2~3ト下げ,綿1両に300目下げとなっている。総糸については不明であるが,大坂売捌価格は当時次の如くであった。

番総十番	上6分4厘	日高総	立直	百廿匁段	=而
	中6分3厘5毛			式目替	
	下6分3厘				

- (11) 加納藩の財政に関する分析は別稿に譲る。
- (12) 尾原『前掲書』p. 181
- (13) 「大宝恵」(竹ヶ鼻 木村助右衛門家文書)
- (14) 「近州一件書類」(同上)
- (15) 前掲 下佐波 青木家文書
- (16) 津田秀夫「天保改革の経済史的意義」(『日本経済史大系』4 近世下)
- (17) 塩沢・川浦『前掲書』p. 144~5
- (18) 「式拾六軒熟談組衆中名前并古組新組是迄取引有之候控之写并江戸状之写」(森義一氏蔵文書)
- (19) 川浦氏は『前掲書』p. 156~9において,「御請書」の分析から,旧機留縞問屋が領内の商品流通に対し特権をもたないとし,「嘉永四年に株仲間再興令が発令されたあとでも,結城・棧留縞の商品流通に株仲間がたてられなかったところをみると,結城・棧留縞の商品流通に関しては領主の商品流通機構は解体

してしまったといえるのではなからうか。」と述べている。しかし、この「熟談組衆中」は、たとえ完全には、独占的でなくとも、各領内の棧留・結城縞を大量に江戸特権問屋に送る株仲間であり、尾州藩、加納藩など幕末極度の財政難は、かかる豪商・農との連繫を密にせざるを得ず、また加納藩では、棧留縞や傘製造業に着目し、その統制的販売を企図して、万延元（1860）年、藩札（傘札、総糸札、轆軋札）を発行していること（『加納町史』下巻）等から、「領主的商品流通機構は解体してしまった」とみることには異論がある。

(20) 川浦『前掲書』第5章 第1・2節

(21) 「乍恐御訴訟奉申上候御事」（前掲 片野温氏藏）

(22/23) 羽島市竹ヶ鼻町南之川 山田家文書